

平成24年第1回羅臼町議会定例会（第2号）

平成24年3月12日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 議案第 6号 平成24年度目梨郡羅臼町一般会計予算
日程第 2 議案第 7号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3 議案第 8号 平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
日程第 4 議案第 9号 平成24年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 5 議案第10号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算
日程第 6 議案第11号 平成24年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
日程第 7 議案第12号 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定について
日程第 8 議案第16号 羅臼町温泉供給条例の一部を改正する条例制定について
日程第 9 議案第17号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第10 町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問

○出席議員（10名）

議 長	10番	村 山 修 一 君	副議長	9番	松 原 臣 君
	1番	湊 屋 稔 君		2番	田 中 良 君
	3番	高 島 讓 二 君		4番	高 村 和 史 君
	5番	小 野 哲 也 君		6番	坂 本 志 郎 君
	7番	鹿 又 政 義 君		8番	佐 藤 晶 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	脇 紀美夫 君	副 町 長	鈴 木 日出男 君
教 育 長	池 田 栄 寿 君	監 査 委 員	浦 崎 頼 男 君
教 育 委 員 長	石 川 勝 君	総 務 課 長	川 端 達 也 君
企 画 振 興 課 長	久 保 田 誠 君	企 画 振 興 課 参 事	佐 藤 行 広 君
税 務 財 政 課 長	野 理 幸 文 君	税 務 財 政 課 長 補 佐	櫻 井 房 雄 君

環境生活課長	五十嵐 勝彦 君	保健福祉課長	渡辺 憲爾 君
保健福祉課長補佐	洲崎 久代 君	地域包括ケア支援センター課長	斉藤 健治 君
君水産商工観光課長	石田 順一 君	水産商工観光課長補佐	堺 昇司 君
建設水道課長	高橋 力也 君	建設水道課長補佐	北澤 正志 君
学務課長	太田 洋二 君	社会教育課長	中田 靖 君
郷土資料室長	涌坂 周一 君	診療所事務長	工藤 勝利 君
診療所事務課長	対馬 憲仁 君	会計管理者	嶋 勝彦 君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 寺澤 哲也 君 次 長 大沼 良司 君

午前10時00分 開議

◎開 議 宣 告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

- ◎日程第 1 議案第 6号 平成24年度目梨郡羅臼町一般会計予算
 - ◎日程第 2 議案第 7号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
 - ◎日程第 3 議案第 8号 平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
 - ◎日程第 4 議案第 9号 平成24年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - ◎日程第 5 議案第10号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算
 - ◎日程第 6 議案第11号 平成24年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
 - ◎日程第 7 議案第12号 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定について
 - ◎日程第 8 議案第16号 羅臼町温泉供給条例の一部を改正する条例制定について
 - ◎日程第 9 議案第17号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
-

○議長（村山修一君） 日程第1 議案第6号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計予算から日程第9 議案第17号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてまでの9件を一括上程します。

- ◎日程第10 町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問
-

○議長（村山修一君） 日程第10 町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問をいたします。

質問を始める前に、昨日3月11日は、日本における観測史上最大規模、マグニチュード9.0という東日本大震災が発生した日です。ちょうど1年が過ぎました。

最大で40メートルにも上る大津波で、死者1万6,000人、行方不明者3,000人を出し、地域は壊滅的な被害を受けました。犠牲となられた方に対し、心から御冥福を祈るものです。

また、福島第一原発事故で長期の避難を強いやられている多くの方々に、この場をかりてお見舞いを申し上げます。

質問に入ります。

私の質問は3件9項目です。

最初に、平成24年度羅臼町各会計歳入歳出予算案について2点お伺いします。

新年度予算は一般会計で前年と比べ1億2,700万円少ない、前年比3.5%減の34億9,191万円、特別会計を入れた総額は59億8,000万円、全体で前年比8.4%減の厳しい予算案になっています。

その上で、この新年度予算案の大まかな傾向、性格と予算策定における新年度の重点政策についてお答えください。

次に、まちづくりの考え方についてお伺いします。

現在、どこの自治体もさまざまな問題点を抱えながら、まちづくりに取り組んでいます。羅臼町も例外ではなく幾つもの課題を持っています。

その上で原理・原則的に自治体、地方公共団体の役割を考えると、憲法第92条で、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるとあります。では、地方自治の本旨とは何か、本旨とは要約すれば目的です。そして、この地方自治の本旨目的を2点定めています。

1点は住民自治です。住民みずからが地域のことを考え、みずからの手で治めると。

2点目は団体自治です。地域のことは地方公共団体が自主性、自律性をもって、国の干渉を受けることなく、みずからの判断と責任のもとに、地域の実情に合った行政を行っていくこと。

では、地方自治法では自治体の役割をどう規定しているかというと、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものと規定しています。

羅臼町の将来設計については、町の総合計画、基本構想、基本計画に大まかには示されていますが、住民はほとんど知りません。その上で町長はまちの将来設計において何を旗

印として進めていくのか、また、核論として人口減対策、まちの経済対策、集落共同体、コミュニティ対策とし、そして、災害防災対策についてお答えください。

次に、羅臼町の地域包括ケア推進についてお伺いします。

この間診療所ができる小規模特養ができるなど、介護施設、福祉施設の箱物については着実に進行しており、その意味では関係者の御努力に敬意を表します。この10年間で大きく前進しており、かつて高齢者施設の誘致の話にあったとき、年寄りには家で家族が診るものだから、そんな施設は要らないとか要るとか、過去にそんな議論があったとも聞いていますが、時代は変化していると感じます。

では、医療、保健、福祉の包括ケアをさらに推進していく上で、現在の到達状況と今後の展望について、町長の考えをお聞かせください。

次に、羅臼町老人福祉センターの指定管理と、送迎サービス、デイサービスは町が事業主体で実施されておりますが、指定管理の指定は議会の議決事項でもあり、この3事業についての経緯と今後の町の考え方をお伺いし、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。

ただいま、坂本議員より、3件の御質問をいただきました。

まず、1件目の平成24年度羅臼町各会計の歳入歳出予算について、2点の御質問であります。

1点目は、新年度予算の傾向、いわゆる性格についての御質問であります。

当町は、御承知のとおり平成16年に市町村合併を断念した後、自立プランを策定し、町民皆様に負担を求めるとともに、職員給与の独自削減や議員各位の御協力もいただきながら行財政改革を断行してまいりました。

その結果、医療と財政基盤が崩壊寸前といった状況に追い込まれたものの、苦難を乗り越えながら今日まで行財政運営をしてまいりました。

しかしながら、当町は町税などの自主財源も減少し、依然として予算の約55%を地方交付税に依存するという、財政構造となっております。

平成24年度の全会計の予算額は、59億4,824万6,000円を計上し、前年比では8.4%の減で、財政的には厳しい状況であります。本年度は特に診療所の体制づくり、中学校改築に向けた基金への積み立て、防災対策の予算を計上したところであります。

2点目は、新年度予算の重点施策についての御質問であります。

平成24年度予算の重点施策は、まず、医療・保健・福祉の連携であります。町民の命と暮らしを守る根幹ともいえる国保診療所は、本年7月から社会医療法人孝仁会に管理運営を担っていただき、救急受け入れや入院病棟が再開いたします。さらに、地元での人工透析治療を開始するための予算を計上させていただきました。

今後は、新診療所を軸に公と民がより連携を深めていくことが必要であり、最大の努力を図っていかねばならないと考えております。

次に、防災対策であります。現在作成中のハザードマップの活用を図るとともに、備蓄品の整備につきましても津波被害の受けにくい高台の施設を備蓄品の拠点施設として町内3カ所を設定し、今後、計画的に非常食など備蓄品の整備を図ってまいります。

そのほか、地域産業の活性化に向けましては、観光客誘致や交流人口拡大の取り組みを進めるため、当町のすぐれた観光資源を有効活用した体験メニューを開発し積極的に誘致活動を推進してまいります。

さらに、財政面では、平成22年度から過疎地域の指定を受けたことに伴い、過疎債など有利な財政措置が図られるよう歳入の確保に努め、さらには将来の財政安定化を目指すため、財政調整基金や今後予定しております中学校建設に向けた文教施設整備基金への積み立てを行ってまいります。

2件目のまちづくりの考え方について5点の御質問であります。

1点目の羅臼町の将来設計において何を旗印とするのかについてであります。

当町においては、第6期総合計画の中で、まちづくりの目指す姿を人・まち・自然いきいき知床新時代、魚の城下町らうすとし、将来像と将来の目標を示しております。

この目指す姿は、町民のだれもが郷土を愛し、誇り、生きがいを持って暮らし、楽しく生き生きと暮らす姿を願っています。

町の将来像は基本的には大きく変わるものではなく、取り巻く環境の変化を的確にとらえ、不易と流行を見定めながら、将来の目指す姿に向かってまちづくりを進めてまいりたいと考えており、それを実現するためには町民が健康で元気であることが大前提であります。したがって、安心して元気で頑張れるまちづくり、これを旗印に掲げ、町政運営を執行してまいりたいと考えております。

2点目の人口減対策及び経済対策につきましては関連がございますので、あわせて御答弁させていただきます。

なお、坂本議員からは、平成23年9月定例会におきましても、同様の質問をいただき、答弁させていただいておりますので、前回の答弁と重複いたしますが、御理解を賜りたいと存じます。

羅臼町の人口は過去10年間で約1,000人程度減っており、平成22年12月末には6,000人を割りました。町の経済を維持するための人口規模は、定住人口と交流人口の関係や、生産年齢人口、労働力人口、あるいは高齢者人口などの構造に左右されるため、単純に数字に置きかえることは難しいところではありますが、当町においては現在の経済規模や魅力あるまちを維持するためには、現状の人口を維持することが重要と考えております。

今後当町の人口推計は2020年には5,000人を割ると推計されております。人口減少が及ぼす影響は、コミュニティや経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態を

もたらしめます。経済活動の鈍化、税や社会保障における負担増、町内会の活力低下、また、子育て、学習環境など子供たちの健全な教育環境をも奪い、次代を担う子供たちの成長に悪影響を与えることも少なくありません。

これら人口減少の影響は、町の存亡にもかかわる重大な問題であることは言うまでもありませんが、人口減対策の基盤となるものは安心して安全に暮らせるまちづくりであり、その基本は地域における医療・福祉の向上と産業の活性化や財政の安定であります。

当町といたしましても、これまで崩壊寸前に追い込まれていた医療と財政運営において一定のめどが立ったところであり、今後は執行方針に基づき、行財政の安定を図りながら定住人口とあわせて交流人口の拡大、事業の選択と集中した中で、新しい産業の創設を願い、産業活性化の施策を体系的に推進していかなければならないと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、4点目の集落共同体対策であります。

集落共同体対策の概念は地域コミュニティ、地域社会として広く使用されており、都会ではその崩壊が危惧されておりますが、当町においては町内会活動などを見ても、組織体制も盤石であり、積極的な活動が行われていると認識しております。

しかしながら、さきにも述べましたが、今後においても、人口減少や高齢化といった傾向は続いていくものと思われ、その影響は地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらすことになり、これからは右肩上がりの時代とは異なるまちづくりが必要であると認識しております。

そのような状況を踏まえ、今後のまちづくりに当たって基本とすべき考え方は、拡大ではなく維持・集約であり、成長ではなく成熟であると考えておりますので、人口規模に見合ったまちづくりが必要となると考えております。

経営コストを下げつつ、一定の行政サービスの水準を維持するために、メリハリのある濃淡をつけるというまちづくりは町民全体にとって、利便性が確保されるまちづくりであり、今後も進行し続ける少子高齢化への対応方策としても、現実的に有効な方策であると考えております。

5点目は、災害防災対策についてであります。

執行方針の中で災害に強いまちを目指すための施策として、災害対策等について述べさせていただきましたが、防災の基本は、自分の命はみずから守ることであり、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、自助・共助・公助それぞれが、災害対応力を高め連携することが大切であると考えております。

そのため、町内会を通じた自主防衛組織の強化が必要であり、町民が的確に行動し、被害を最小限に食いとめるため日ごろから町内会等で地域の安全点検や防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを行い、実際に災害が発生した際には、被災者の救助・救出、情報の収集などを自主的に行うことができる自主防災組織の体制づくりを進めてまいります。

また、町としても引き続き備蓄品の整備や防災意識の高揚を図るための啓発活動を行ってまいります。

続きまして、3件目の地域包括ケア推進について2点の御質問であります。

1点目の医療・保健・福祉のハード・ソフト面の到達状況と今後の展望についてですが、ハード面といたしましては、既に運営しております、福寿園・ゆとりステーション・グループホーム（しおさい）・小規模多機能施設（しおかぜ）と本年度から新たに運営される新診療所・ゼロ歳児託児施設（チューリップ）・小規模特養（ふくろうの郷）など整備を図ってまいりました。

ソフト面では執行方針でも述べておりますが、平成21年に地域包括支援センターを設置し、診療所及び町内の介護事業所と連携を図り、支援の必要な方の情報を得ながら対応をしてまいりました。

今後においても、それぞれの介護施設に対し、町として支援すべきこと、指導すべきことを踏まえながら、地域包括ケア支援センターが中心となり、新診療所と介護施設等との連携をさらに深め、医療・保健・福祉サービスの充実を図ってまいります。

2点目の御質問は、老人福祉センター福寿園の指定管理者制度に対する町の考え方についてであります。

老人福祉センター福寿園は、60歳以上の方や介護認定・要支援認定を受けた方などに利用されており、老人の方々の社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上、そして家族の方が身体的、精神的負担の軽減を図れることを目的として運営されており、その管理運営については、平成18年度から指定管理者制度により社会福祉協議会を指定し、本年3月末で2回目の指定期間が終了することとなります。

指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としております。

老人福祉センターの管理に対する町の基本的な考え方として、昨今、町内の民間事業者による介護事業が多様に展開されていることを踏まえ、今後、民間事業者の活用と育成を図ることを視野に入れながら、制度の運営を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、老人福祉センター福寿園では、デイサービス事業と送迎サービス事業を展開しており、これらの事業は施設管理と深くかかわっていることから、平成25年度から総合的な施設管理と事業運営を進めるため、本年度中にその準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 再質問をいたします。

最初に、最後の地域包括ケア推進について、2点お答えをいただきました。

現段階で未稼働部分もありますが、診療所にめどが立ち、介護入所施設としてグループホーム、小規模多機能施設、小規模特養老人ホーム、そして社協が管理している福寿園、

ゆとりが運営するゆとりステーション、旧草楽園後の預かり保育所と、ある意味一つのまちに必要な医療・福祉インフラは整いつつあります。

老健と言われる介護老人保健施設であるとか、ケアハウス、それから高齢者専用賃貸住宅、こういうものはまだ当町にはありませんが、地域包括ケアを進める上でも施設整備は形になりつつあります。

その上で率直にお伺いしますが、町長は、民間事業者というふうなお話、今もありましたけれども、福祉施設の民間事業、運営主体事業者が寡占化しているように思えてならない。寡占化というのはそこに集中するという意味です。例えば、スーパーマーケットの大きいところが一つのまちにどんどん入ってきて関連でつくっていく、こういうことを言っていますが、この福祉介護施設は相互に密接なつながりを持ちますので、この寡占化の結果、独占となって、最も大切な利用者のサービスに影響が出ないか、私は危惧をしています。民間事業者ですから、採算が合わなくなって撤退した場合の影響も心配です。この小規模の施設ですから、羅臼町にあるのはですから、民間に任せることについてはやぶさかではありませんが、バランスも必要です。民間事業者同士が互いに切磋琢磨し合って、入所者のサービス向上に努める、このことが大事だと私は考えています。

理想としては、こういう言い方が合っているかどうかはわかりませんが、よくガソリンスタンドなんか外資系とか民族系とかありますよね。外資系と民族系、地元という意味ですが、民間業者が半々くらいがベストではないかなというふうに私は思いますけれども、町長どのお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいまの御質問の危惧されている部分、民間に傾倒し過ぎているのではないかなということの御質問もありました。羅臼における福祉・保健の事業展開の中では、今まで社会福祉協議会が担ってきた役割、これは私自身も町としても非常に高く評価もしておりますし、ありがたく思っているところであります。ただ、それで同じような事業が民間でできてくるとするならば、あえて社会福祉協議会に限定した形でいくこと自体が、果たしてどうなのかなということも含めまして、民間が既に事業を展開しているということも含めながら、そういう能力も発揮していただき、サービスの向上につながるという中では、そういうことも民間でできることは民間にさせていただくということも、一つの方法であろうという中での、今進め方であります。

したがって、社会福祉協議会は社会福祉協議会としての本来の業務も当然あるわけありますから、当然これは公的な部分も含めながら、今後お願いしていくことになるだろうかとというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 福寿園のほうの話も今入ったのですが、私がここで申し上げたいのは、福祉介護施設が一つの事業者に集中をしていくことについての危惧について申し上げたのです。おわかりでしょうか。そのことについて、町長どうお考えなのか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 当然そうならないよう指導してまいりたいというふうに思っていますし、指定管理者制度ですから、これが一つの事業所が民間に特化するということについて、先ほど申し上げましたように、そういうことにならないように、今後とも行政として指導しながら進めていきたいと思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ぜひ、このバランスを考えるということも必要なことではないかなと思いますので、ぜひ町長が今お答えになったようなことも含めて、今後考えていく必要があるのではないかなと思います。

その老人福祉センターのほうに移ります。

指定管理についてお答えいただきました。先ほど、町の考え方ということで言うと、老人福祉センター福寿園の指定管理、それから、現在社会福祉協議会ですが、担当のほうに聞いたならば、1年に限って指定をするんだと。あわせて送迎サービス・デイサービスの各事業についても、平成12年度1年間にわたって委託して、平成15年度からは老人福祉センターの指定管理、送迎サービス事業、デイサービスについては公募を行うということですが、これ間違いありませんか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） そのとおりであります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 1年間に限るとなると時間がない。当然来年度からということですから、ことしその作業を始めるということになると思うんですが、公募スケジュールはどのようになっていますか、お答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） この指定管理の公募要項を策定するのに時間かかりますので、それらを2カ月くらい程度見ると。あと、したがって、公募を6月の末から7月の上旬にはしたいなど。また、公募につきましても、公募期間をある程度長く見ながら、公募の作業を進めていきたいという考えでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 来年度からやるとなると、そういうスケジュールになるのですが、もう来月あたりから公募を始めて、その準備移行の手続にはいらなければいけない、こういうことなのですが、私は現在の社会福祉協議会、ある意味半官半民でこの間ずっとやってきたというふうに思いますが、この間一定の年月、老人福祉センターと送迎とデイサービスを担ってきました。この実績を考えると、公募への移行期間が余りにも短いように感じます。

現在、半官半民の体質ですから、このままで民間と肩を並べるのはなかなか難しい。一番重要なのは、恐らく急激な変更というふうに私はとらえますが、4月、6月にもう公募

するということですから、それで来年度からですからね、利用者にとってもマイナスに作用するおそれがあります。もう1年移行期間を延長して、準備をしっかりと行って平成26年度から公募による指定管理を行うほうがスムーズにいくと私思いますけれども、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 御心配いただいておりますけれども、先ほど課長が申しあげましたように、そのスケジュールで利用者にそういう戸惑いの起きないように進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） これは指定管理については議決事項で、本議会で議決されると思いますので、また、そのときにでも質問あれば議論をしたいというふうに思います。

ちょっと関係で2点聞きたいんですが、この指定管理者の指定期間、定めはありますか。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 羅臼町の公の施設にかかる指定管理者の指定手続に関する条例等には、この指定期間ですから定めはございません。ただ、今まで過去2回3年間ずつ指定していたということがありますので、普通であれば3年間ということになるかと思っておりますが、定めはございません。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 介護福祉施設ですから、毎年公募やっていたら大変なことなので、3年とか5年とかが適正かなと思いますが、条例にないというのは何か意味があるのかなと思いますけれども、その辺は少し考えたらいいのではないかなと、私は思います。今回はみんな1年でやるということですから。

それから、もう1点、聞くところによると現在、福寿園の施設利用者、60歳以上と介護を受けている方が対象なのですが、施設利用者やデイサービスの通所者、介護認定者ですが、同じ施設を利用することによって施設利用者が多い時間帯、特におふろあそこ小さいですから、私もちょっとヘルパーの資格を取ったときに、あそこで実際に高齢者の方のおふろのあれをやったときに、1人ずつなのですね、2人でやっているときもありますが、私のときは1人でやったんですが。これから人数ふえるということもあるのですが、ちょっと福寿園の機能として入浴サービスに支障が、これから起きるのではないかなというふうに思っているのですが、この辺では何か考え方ありますか。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 福寿園における入浴サービスの関係でございまして、デイサービスの利用の方を優先しているということで、したがって、一般利用の方の入浴時間が若干短いということに現実にはなっております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） それで、現在遊休施設として社協に、いい温泉のおふろが休止状態ですよね、あそこね。社協の事務所を使っているところ、とどるがあると思います。が、ああいうところを活用するというような考えはありませんか。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの質問に関しましては、そういう目的で私どもあの施設を開放させたというふうに認識もしておりますので、そのために施設整備に多額のお金もかけたということでもありますから、ぜひ利用する方向で社会福祉協議会にも協力をいただくといいようにしていきたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ぜひ検討をしたらいいと思います。若干聞いたり調べてみましたら、蛇口をひねると出るという状況になっているということなので、多少の補修は必要かもしれないけれども、結構大きいおふろでもったいないなど、前から思ったものですか。今副町長のお答え、その方向でぜひ進めていただきたい。

次に移ります。

新年度予算（案）の性格と重点施策についてお答えをいただきました。

細かなことはちょっと割愛して、何点かお伺いしたいのですが、まず、起債、地方債について、今年度予算で限度額1億8,900万円を予算化しています。国からの借金ということですが、この1億8,900万円のうち、1億6,000万円は臨時財政対策債ですから、地方交付税の後払いということで後年度処理されますので償還の必要はありません。残り2,840万円は情報ネットワーク事業防災備蓄品の購入事業、葬祭場火葬炉補修、知床開き、温水プール改修に使うとして、過疎対策事業債に求めています。

先ほど町長も過疎債について触れてましたが、我が町羅臼町が過疎指定を受けたことにより、起債が可能になったというふうに私は理解していますが、この過疎対策債は70%が国が見てくれて30%を十何年で返還するというものですから、非常に有利な仕組みになっています。

ところで、今般、国は3.11東日本大震災の教訓から、緊急防災減債事業債を2011年度に新設しています。この事業債の内容と活用方法について、お答えください。

○議長（村山修一君） 暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの御質問、大変申しわけなく思っております。私ども今調査をいたして、どんな形で算入されているのかということを確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） わかりました。ぜひ確認してください。

なぜこの質問をしたのかと言うと、過疎債の同じように非常に有利な地方債、起債なのですね、起債できる。特に後で出てきますが、防災対策の関係なんかで、やっぱり急いですぐやらなければいけないものもありますから、これの活用を考えるべきではないかという趣旨で質問いたしました。

次へ移ります。

次に、新年度予算案の人件費の考え方について質問いたします。

新聞報道で、道新だったのでしょうか、根室版、別海町と羅臼町の一般会計の内訳が紹介されました。額と割合が図で示されていますが、羅臼町は職員費として歳出に占める割合が24.7%、別海町は給与費として割合が14.9%であり、新聞報道では、歳出では職員費が24%を占め最も多いと、こういうふうにかかれていています。当然こういう記事になりますと町民の中から、どうなっているのだという声も聞かれます。1市4町の根室4町の歳出に占める職員費、給与費の割合を調べてみますと、根室市で18.4%、中標津町が15.2%、別海町が14.9%、標津町14.4%です。羅臼町は24.7%。これをどうとらえたらよいか、割合は率は分母と分子の関係ですから、すなわち歳出の総額が多ければ、分子が同じであれば割合は小さくなる、こういうことなのですが、ちなみに別海町の歳出規模は歳出総額が約148億円、給与費は23億円です。割合は14.9%。羅臼町の歳出の総額は約35億円で、職員費は8.6億円で、割合は24.7%、こういうことなのですが、その上で4点お伺いします。

簡潔にお答えいただきたいのですが、1点目は、羅臼町の職員の平均賃金は他町と比較してどの位置にあるのか。2点目、羅臼町の職員数は同規模の自治体の職員数と人口比で比較して多いのか少ないのか。3点目、この間職員は一定期間カットされ、今回カット分をもとに戻しているが、その経緯と理由。4点目、財政健全化に向けた職員費のあり方と今年度について町独自の削減の考え方、計画はあるのかお答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 5点ほど再質問をいただきました。私のほうからは最後の3%削減を戻した経緯と、それから独自の考え方があるのではないかと、この2点にお答えし、他のほうについては担当のほうからお答えしたいと思います。

3%今回削減している部分をもとに戻すという経緯ではありますが、これについては前々からも議会の中でも議論あったところでありますけれども、当初、市町村合併を断念した段階で自立のまちづくりを進めていかなければならなかったという状況の中で、自立プランをつくり進めてきた中であって、先ほどもお答えしましたけれども、町民の負担の増、あるいはサービスの低下も含めながら議員定数の削減、あるいは議員歳出の削減と。その中であって特に職員の給与については5%を17年度から、10%を18年度から4年間

にわたって10%削減してきたと。22年には8%、23年は3%と。本来支給すべき給料の中から10%をカットして削減してきた。これはあくまでも職員の理解があつての話であります。したがって、それらを全部トータルいたしますと、今まで金額にして6億円の財政的な人件費の削減というか、職員にはもらうべき給料を我慢してもらったという経緯がございます。

そういう中であつて、そのときには当然病院から診療所に転換したときの不良債務、約6億7,000万円ほどありました。それからそのときに、ともすれば、もしかしたら財政再生団体に転落しかねないという財政の危機的な状況もありました。それを踏まえながら職員にお願いし、そして理解を求めながら今日に至っているという状況もあります。

したがって、私はそういう経緯の中では、できるだけ早くもとに戻したいという思いの中で今まで17年から23年まで経過してきたわけでありまして、したがって、昨年3%を移す段階で、できれば来年度において完全にもとに戻したいという思いの中で今まで進めてまいりましたので、今回3%をもとの姿に戻していただく提案をお願いしているわけがあります。

それから、次に、では独自削減という話ではありますが、今、例えば国家公務員であれば7.8%を復興財源のためにという中で、そういう調整もしておりますし、北海道においても3%継続という話も承っております。したがって、当町の場合は、もとに戻すという状況の中でありまして、したがって、それはそれとして、職員組合のほうには今後に向けてさらに協力いただけないかという提案をさせていただきます。その提案が現在協議中でありまして、したがって、協議がまとまり次第、職員の理解が得られれば減額削減のことについてそれがまとまるとするならば、議会のほうにまた提案してまいりたいと、そのように思っているところであります。

○議長（村山修一君） 総務課長。

○総務課長（川端達也君） 管内の月額平均と職員数の状況でございますけれども、羅臼町につきましては、月額平均給料、平成22年度の数字になりますけれども、月額で30万5,200円、職員数につきましては、一般行政職で65名ということで、管内から比較しますと、両方とも少ない状況でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 前に聞いたときに、職員数とか、あるいは平均賃金は羅臼が特に高いわけではない、低いわけでもないのかもしれませんが、それから、大事なのは単純に職員の賃金が高過ぎるということではなくて、一番重要なことは、この後議会でもありますが、税金が上がっていくという状況の中で、国も調整案出しておりますが、町もいろいろ上がるわけですね。この提案をするときに職員の給与が上げると言うと怒られますから、戻すということなのですけれども、これが大きく見えるということについては、やっぱりきちっとした説明を、町民の理解を得るような説明が必要だということを申し上げたかった。

もう1点は、町長はつきりお答えしていますが、財政再建ということを考えてときには、やっぱり職員の皆さんに削減についての協力をお願いするのは、これは至極当然のことでして、ぜひ組合もあるようですから、そこと削減についてきちっと話を詰めていただきたいというふうに思います。

時間がほとんどなくなってきましたので、私も質問を簡潔にしますので、簡潔にお答えしていただきたいと思います。

町財政についてお伺いします。

決算カードから自治体の健全かどうかという状況、実質収支比率というのがあります。平成20年度でマイナス6.8%、これは先ほどありましたが赤字です。平成21年度は3.2%、決算カードからの資料です。平成22年度は間もなく出ると、こういうことです。それから、この実質収支比率は実質赤字比率ともいいますが、3%から4%が適正とされています。

次に、経常比率ですが、これは自治体のエンゲル係数と言われますけれども、平成18年度94.5%、平成19年度85.8%、平成20年度85.7%、平成21年度94.7%、平成22年度、23年度はまだわかりませんが、直近の平成21年度の経常収支比率は94.7%。これは70%から80%が適正と言われてますから、羅臼町のこの94.7%、羅臼町のホームページでは86.3%という数字を使っていますが、臨時財政対策債が入っているか入っていないかということなのかなと思いますけれども、どちらにしても90%を超えてるという弾力性を欠く状態、要するに新たな投資的経費がないということ、この指標は示しています。

次に、財政力指数ですが、これは1が基準で1に近づけば良とされています。1を越えると地方交付税の不交付団体、すなわち交付税を交付しなくても自治体財政が賄える、東京はそうです。羅臼町は平成20年度は0.32、平成21年度0.31。

2点お伺いします。町長は我が町羅臼町の財政状況を、この三つの指標から見て、どう認識しておられるか。それから、あわせて財政健全化に向けた行財政運営をどのように進めるのか、申しわけないんですけども、時間がほとんどありませんので、簡潔にお答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいまの坂本議員のおっしゃった数字、経常収支比率については減債補てん債の数字を含むとか含まないとかによって数字が変わってくるというふうに思っております。

ただ、どう思うかということについては、いろいろ見方が切り口によってはいろいろあるわけでありまして、例えば財政調整基金、貯金がどのくらいあるかという中で、その貯金が目的基金なのか、あるいは一般的な一般家庭でいう普通貯金なのか、あるいは定期貯金なのか、一定の財産を購入するための積立金なのか、そういうこともありますけれども、基本的には余裕はない財政であるということだと思えます。

したがって、ただそれだけでなく、先ほど言いましたように、貯金がどのくらいあるのかあるいは借金はどのくらいあるのか、そういうことも含めながら考えなければならないことであろうと思いますけれども、ただ、経常収支率だけの点でとらえれば、全く弾力性がないといえますか、余裕がないぎりぎりのところでもって運営しているというふうな状況かというふうに思います。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 私も認識全く同じなので、そのために行財政改革が必要だと。ちょっとこれについての答えはなかったようですが、時間ありませんので、厳しい行財政改革が求められるということだろうと思います。

次に移ります。

まちづくりの基本的な考え方について伺いました。町長、行政執行方針の中で、医療・保健・福祉の連携ですとか、災害に強いまちづくりとか、あるいは生活環境の推進、教育文化の創造、地域産業の活性化、そして財政健全化ということで、6点挙げています。これが私は、脇町政の当面の旗印ということだろうというふうに思いますが、やはりこの安全安心な暮らし、ただ安全な暮らしというだけではなしに、この中には福祉、医療も入ります。この実現をどうしていくのか、これが私は旗印だというふうに思います。それでは、それではどこからやるのか、どんな方法でやるのか。

私、冒頭で自治体の役割の原理原則の話をしましたけれども、住民自治、すなわち住民の主体性、団体自治、行政の責務、このことを住民、自治体職員あるいは研究者も、この従来からの思考と行動を再点検して、変えるべきは変えるというこの勇気が必要なのではないかなというふうに思います。1点だけお伺いします。

町長、経済対策について、執行方針の中で地域資源を最大限に生かす取り組みを計画的に推進して、地場水産品の高付加価値化を促進すると言っていますが、地場水産品の高付加価値化とは、昨今言われている6次産業化、あるいは6次産業化法を念頭に置いて言われたのか、ここだけ簡潔にお答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 羅臼には御案内のとおり他に誇れる水産ブランド品がたくさんあるということであります。したがって、今までは付加価値ということは言葉では呼び、叫びつつも、なかかなそれが実態としては進んでいないという状況がありました。一部何とかサケを使っただけ、そういう展開であるとか、今、今回議会のほうにお願いしております陸上養殖研究会とか、そういうところが少しずつそういう展開が出てきたということは大変私自身うれしく思っておりますし、そういうことを町としてもバックアップしてまいりたいというふうに思っておりますし、町として積極的にかかわっていかねばならないというふうに思っているところであります。

ただ、これはあくまでもそういう部分については、余り行政主導でない形でやれていかなければ、なかなかこれは長続きもしないしというふうなこともあろうかと思っております。

で、その点も含めながら進めていかなければならないと、これは羅臼町の身の丈に合った中での話であります。

ただいま6次産業の話もありました。今、農業であるとか漁業であるとか、6次産業が国としてそういう政策を盛り込んだ中で予算化もされているというふうに、いろいろと聞いてもおりますし、いろいろとそういう情報も得ているところでありますが、なかなかこれは各省庁間の問題もありまして、もう少しこれは研究してみなければ、なかなかそれを羅臼に当てはめた場合どうなのかということについて、今後検討をしていかなければならない課題であろうと。その中で羅臼に合ったものがあるとするならば、これは進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） さっき休憩の時間がありましたので、すいません。何か終わりそうもないのですが、漁業資源は無限ではなくて有限ですから、乱獲すればなくなります。ルールを守りながら未来につなげることが必要だということです。その意味では、付加価値をつけて利益を拡大する計画は有効です。過去、産業連関調査というのがありましたが、そこで漁業の方向性が示されましたけれども、まさに6次産業化の仕組みの提言であったというふうに私は思います。しかし、ほとんど進展していません。はっきりしているのは過去のスケソウバブルのような再来は限りなく低いということです。

それでは、羅臼町の将来にわたる経済はどうつくるのか、どんな経済に組みかえていくのか、この議論が私はまだまだ弱いというふうに思います。羅臼町の基幹産業はもちろん水産業、そして観光ですけれども、その上でどういう新しい羅臼町をつくるのか、経済をつくるのか。

それで、お伺いしますが、昨年12月第4回定例会で私は、自然エネルギー、地熱発電導入を地域再生と一体で進めてはどうか質問しました。町長のお答えは、地域の活性化を含め検討する必要性があると認識しているということでしたが、経済対策としての再生可能エネルギーの導入の可能性と活用の初期調査、例えば先進地の視察など実施できないでしょうか。町長は、検討する必要性があると認識していると言っているわけですから、簡潔にお答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいまのお話であります。先般お答えしたことに加えて、さらに今御提言として検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 初期調査ということで、現地調査を担当を何人かで行くとか、そういうふうなところからスタートしたらいいのではないかなと思います。

人口減対策について、これもこれで3回目の質問になります。

国土審議会長期展望委員会が昨年2月に出した国土の展望の中期取りまとめの中で、2050年までの人口推移の本格的シミュレーションをやっています。その中で北海道の人

口は60%減ると2050年まで。羅臼町の人口はというと、これは国立社会保障人口問題研究所の試算ですが、2030年、今から18年後、羅臼町は現在の6,000人弱から2,300人減って、3,756人になると推計しています。そこまで減ったら、これはかなりゆったりできるなど思わないでください、大変なことになります。

先ほど町長お話ししました人口減少の影響はまちの存亡にもかかわる重大な問題であると。人口減対策の基盤となるのは、安心して安全に暮らせるまちづくりであると。行財政の安定を図りながら、定住人口とあわせて交流人口の拡大、産業活性化の施策を体系的に推進していかなければならない、こういうふうにおっしゃいました。2点お伺いします。

1点目は、人口減少が町財政に与える影響についてです。

自治体の普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足額として交付されます。それでは、人口が半分の約3,000人になったとしたら、基準財政需要額と基準財政収入額はおよそ幾らくらいになるか、ざっくりでいいですから、お答えください。

○議長（村山修一君） 税務財政課長。

○税務財政課長（野理幸文君） 交付税の算定につきましては、人口、あるいは面積、道路延長など、あらゆる行政項目がございまして、それぞれ単位表と補正係数を乗じまして、その積み上げが交付税の税額となります。また、その単位表と補正係数につきましても、毎年改正されるという状況になってございます。

ここで、人口が半減した場合どうなるのかという御質問でございしますが、あくまでもお断りを申し上げますけれども、平成23年度において算定しました単位表、それから補正係数というものをを用い、なおかつ基準財政収入額となる町税、これも当然減るでありましょうから、3分の1減収したと仮定した場合、あくまでも概算の数値でございしますが、2億3,000万円の交付税が減るであろうという推測の数値となります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） なかなかこの計算式難しいんですけども、相当な影響が出ることは間違いないというふうに思います。

次に、町の活性化対策についてですが、町長、行政執行方針の中で道の駅周辺の活性化で、観光客が来遊できるように地域の特性を生かしたゾーンの形成を目指すと言っていますが、そのイメージと行程、スケジュール、予算措置についてお答えください。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（久保田 誠君） 議員御質問の道の駅周辺のイメージでございしますが、現在道の駅にはかなりの年間6万人ぐらいの観光客が来ております。その観光客はおおむね、そこで当地を去るというような傾向がございまして、その観光客をあの周辺一帯に回って羅臼の漁業の文化や生活を感じ取れるような通りにできればなというふうに考えています。現在は本町地区の地域特性を把握するために、ヒヤリングと調査を行ってござい

ます。この後、来年度以降具体的に地元関係者と協議を進めていきたく。予算でございますが、本年度については、特に予算を計上しておりません。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 一つのエリアを活性化させるという作業は並大抵のことではありません。予算化してないようですけれども、単年度で終わらせるのではなくて、継続して進めることが重要ではないかということをお願いして、次に移ります。

ほとんど時間ありませんので、災害対策について最後にお伺いします。

新年度予算の重点施策の一つとして、災害に強いまちづくりが示されていますが、津波対策としてハザードマップがこの3月に完成すると。住民が自分の居住している場所の標高、海面から何メートルに位置しているのか、これを知ること。そして、どこへ、どの道筋で避難すればよいか、このことによって被害を最小限にすることは可能になります。災害時の備蓄品については、品目別に目標数を定めて年次で、今回資料も出ていますが、用意する計画になっていますが、1点だけお伺いします。全体で1,000万円を超える備蓄品の予算になっていたのかなというふうに思いますけれども、当然のごとく仕入れ先は地元企業だというふうに思いますが、購入予定企業について、おわかりであればお答えください。

○議長（村山修一君） 総務課長。

○総務課長（川端達也君） 購入予定企業につきましては、まだ具体的には決定しておりませんが、できるだけ町内業者を優先的にというふうには考えております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ぜひ町内企業に優先して、仕入れると。これはもう至極当然のことだというふうに思いますので、町内で確保できるものについては町内の業者から仕入れるということで、進めていただきたい。

最後に、津波の標高表示看板について前回もやりました。昨年9月に私は北海道開発局の中標津事務所に羅臼町に設置していない理由を聞きました。そのお話も前回しましたけれども、羅臼町にないのはなぜかと言ったら、要するに道で羅臼町を地震の防災対策の推進地域に指定していなかったということが理由です。現在別海町に30枚、標津町に16枚設置してあります。今回羅臼町がハザードマップができるということなので、私、開発局の担当課長に、羅臼町では必要ないとあなたは思いますかと聞いたら、もごもごとして言っていましたけれども、いや、必要はないとは言えないですねと。どうしたらつけてもらえますかと聞いたら、ハザードマップができた時点で開発局として検討するという返答がありましたので、今般ハザードマップの完成を機に、町として開発局へ設置の要請をぜひしていただきたいというふうに思います。

今回、町として災害防災対策に大きく一歩を踏み出したということについては評価をいたしますが、課題として弱者対策、乳幼児ですとか、妊婦、高齢者、障害者を対象とした

福祉避難所の確保、町内会ごとの高台への避難路の設置、さらには、避難所の耐震化や非常用電源、そして消防防災施設整備等々、幾つもの対策が求められます。今後も年次で継続して対処する必要があることを最後に申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（村山修一君） これで、坂本志郎君の質問を終わります。

ここで、午前11時15分まで休憩します。11時15分、再開します。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番高島讓二君。

高島君。

○3番（高島讓二君） 最初に、昨年3月11日に起こった東日本大震災は、きのうでちょうど1年になります。東日本大震災で犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方にはお見舞い申し上げ、被災地が一日も早く復興されますことをお祈り申し上げます。

さて、通告に基づき平成24年度町長行政執行方針より、まちづくりの基本姿勢について、行財政改革についての2点について質問いたします。

1点目のまちづくりの基本姿勢についてお伺いします。

平成24年度町長行政執行方針において、まちづくりの基本姿勢として、地域医療再生、防災対策、産業の活性化、税の収納対策の強化など、羅臼町の存亡にかかわる重要な基盤をしっかりと築き上げるため勇気を持って決断し実践する基本姿勢を堅持し、引き続き攻勢に転じた行政運営を進めてまいります。こうした認識に立ち三つのキーワードを柱として町政運営に臨むと述べられております。

三つのキーワードの一つ目として、選択と集中の地域を磨く行政運営について、二つ目に、やる気支援の頑張る個人、団体への積極支援について、三つ目は、協働のまちづくりの町役場の役割について、この三つのキーワード、選択と集中、やる気支援、協働のまちづくりについての具体策をそれぞれお聞きいたします。

また、地方分権一括法により、全国の各自治体がまちづくりの基本として町政への町民参加にゆる条例化が進んでおります。

北海道町村議会議長会事務局からいただいた資料によりますと、平成21年10月の時点ですが、全国182の自治体でまちづくり条例、あるいは自治基本条例が制定されております。

現在もさらに条例制定された自治体が増加し、根室管内でも昨年、別海町、中標津町が相次いで自治基本条例が制定されました。町民、議会、行政の役割分担を明確にし、情報

公開、情報共有、個人情報保護、行財政運営の評価、健全化、効率化を図り、町政運営の原則を判定することによって町民のための住みよいまちづくりを進めるために、町民との対話を重ね、町民、議会、行政一体となつてのまちづくり条例、あるいは自治基本条例の制定に向け推進すべきと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

2点目は行財政改革についてお聞きいたします。

平成24年度、町長行政執行方針では、依然として低迷を続ける経済や少子高齢化の進行、さらには町民ニーズの多様化など当町の財政環境はますます厳しさを増しておりますと述べられ、さらに行財政改革の検証・見直しを含め、これまで以上の改革を断行してまいりますと述べられております。

しかし、今回、上程されました平成24年度予算案では、一般会計において職員費が平成23年度と比べ4,000万円アップの8億6,280万円に膨らみ、歳出では最も多い24.7%、歳出の約4分の1を占める割合になっており、このことは、既に2月28日付の北海道新聞で発表されております。

前述の厳しい町財政であり、行財政改革の検証、見直しを含め、これまで以上の改革を断行してまいりますと、町長行政執行方針で主張されていることと職員費の前年度に比べ4,000万円のアップは述べられていることと実施されようとしていることが、整合性がないのではないのでしょうか。このことについてお答えいただけます。

また、町長行政執行方針で述べられております行財政改革の検証・見直しを含め、これまで以上の改革を断行するとは、どのようなことか、お尋ねいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま高島議員より、2件の御質問をいただきました。

1件目のまちづくりの基本姿勢について2点の御質問であります。

1点目の基本姿勢にかかわる三つのキーワードについての具体策の御質問であります。ここでは町政を運営するに当たつての基本的な心構えや態度を示しております。

三つのキーワードは基本姿勢を揺るがないものにするための施策展開の鍵となる考え方や、施策をより効果的に推進するための視点であり、あいまいで抽象的な取り組みをはっきりさせるための特定のキーワードであります。

したがって、それぞれのキーワードに対する具体策ということではなく、各種施策を展開するに当たり、常に三つの考え方を念頭に入れた施策の展開を心がけるということであり、具体の策につきましては、執行方針のまちづくりの基本方向に示しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

このキーワードをはっきり示すことで町政運営をわかりやすくし、今までのように各種施策を平均的に展開するのではなく、心構えや態度を明らかにして、メリハリのある行政運営を進めるための考え方であるので、御理解をいただきたいと存じます。

2点目の自治基本条例制定についての考え方ですが、自治基本条例は、町民主体

のまちづくりのために、自治の基本原則、町民の権利、町民や議会、行政の役割や責務などを定めた自治体の憲法とも言われ、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例であります。最近では導入する市町村もふえ、北海道においては平成23年4月1日現在、33の市町村が導入しているようであります。

地方分権の流れの中で自治基本条例の有効性は認識しておりますが、一方でその条例そのものが行政主導で制定したため機能せず画餅になっている状況もあるようであります。市町村の規模にもよりますが、条例がなければ町民主体の自治が不可能かと申しますと、必ずしもそうではないと考えております。

まちづくりの規範を示す条例は、町民の意識や行動が伴ってこそ生きて働く有効な条例となり得ますので、町民の意識や動向も注視しながら、なぜこの条例が必要なのか、何のための条例なのかなどの視点も踏まえ、導入事例の検証を行ってまいりたいと考えております。

2件目の行財政改革についてであります。職員費につきましては、平成23年第1回定例会において同様の質問に対し答弁しておりますので、前回の答弁と重複いたしますが、御理解を賜りたいと存じます。

町では厳しい財政運営を乗り切るため、平成8年に羅臼町行財政改革大綱を策定し、この大綱を基本として実施計画を策定し行財政運営の改善・推進を図ってまいりました。さらに、平成17年度には自立のまちづくりを目指し羅臼町自立プランを策定し、行財政改革と協働のまちづくりを推進しているところであります。

その中にありまして、職員の給与の削減につきましては、大変厳しい苦渋の選択ではありましたが、平成17年度には100分の5、平成18年度から21年度までは100分の10、平成22年度が100分の8、平成23年度が100分の3を減じて支給を行っており、7年間続けて独自削減してきたことは、毎年度職員組合と協議をし、職員の理解を得て、本来職員が受けるべき給与を削減してきていることを基本的な認識として御理解をいただきたいと思っております。

また、職員の早期退職の勧奨も5年間継続して断行し10名が早期退職に応じていただきました。こうした中、病院から診療所へ移行し、町立国保診療所の不良債務約6億7,000万円を一般会計で返済する計画を立て実施してまいりました。この計画は当初5年で解消する計画でありましたが、2年で解消することができ、職員等の人件費の削減は返済短縮の大きな要因の一つと考えております。

羅臼町の人件費削減については町長として、町民の安心・安全を守ることとあわせて、職員の生活を守り、職場の長としての責務と考えており、財政状況の推移を見ながら本来受けるべき給与水準に戻すべきと考えておりましたので、本定例会に職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例を上程しているところであります。

しかし、町の財政状況は依然厳しい状況が続いております。これまで行財政改革の中で実施してきた各種事務事業の見直しや指定管理者制度を導入した公共施設管理の見直し、

効率的な組織機構の改革、職員の定員管理の適正などを実施してまいりましたが、これらの内容につきましては今後も継続してまいります。

さらに行財政改革の検証・見直しにつきましては、現在の行財政改革実施計画は羅臼町第6期総合計画と整合性を図った計画のため、平成27年度までの計画となっておりますが、計画期間中においても行政を取り巻く環境の変化に応じながら実践項目の見直し・改善を行いながら行財政改革を進めてまいります。

なお、本年2月29日に国家公務員の給与を削減する特例法が参議院本会議で可決・成立したことに伴い、地方公務員の給与については、地方自治体が法の趣旨を踏まえて、自主的かつ適切に対応するとの附則が盛り込まれましたことから、町としても国家公務員の特例法に準じて、平成24年度から再度、給与の独自削減に協力いただくよう職員組合へ提案をさせていただいているところであり、現在協議を進めておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 再質問を行います。

三つのキーワードについては、今町長のお答えですと、この施策についての心構え、態度のあらわれとして、キーワードを重視しながらやっていかれるというふうなお答えをいただきましたが、私は、まちづくりの基本姿勢は、まず住民が実感として安心できる、このまちにやっぱり不安を持ちながら人は住めないわけですから、そういう意味での安心感というものが、やっぱり一番大切かと思えます。

それと安全と思えるまちづくりをする。これを担保、あるいは提供することが行政の役割でありまして、基本姿勢だと私は思っております。安心感の第1番目に来るのが医療だと思います。医療については7月より診療所を公設民営によって孝仁会病院に管理運営をゆだねることが決まり、医療施設は平成19年以来5年ぶりに24時間救急、入院も再開されることとなり、これで住民は一安心することと思えます。また、町民待望の特別養護老人ホームも5月に入所できることとなり、さらなる安心感を持たれたことと思えます。住民に安心感を与えるのが行政の基本姿勢であり務めではないかと思えます。

また、東日本大震災が発生して、きのうでちょうど1年になります。未曾有の大震災、大津波により強固な防波堤も役に立たず、海に面した市町村が壊滅的な被害を受けました。一日も早く復興を祈念するところでもあります。災害に対する安全を確保することも行政の基本的な役割・姿勢ではないかと思えます。

あの震災に際し、安全性に大きな教訓を受けました。我々も防災計画の見直しやハザードマップの作成をお願いいたしました。津波の教訓は住民に対して「てんでんこ」つまり自分の身は自分で守る、てんでんばらばらに逃げるが大きな教訓だったと思えます。しかし、警報設備、アナウンス、逃げ道の確保、避難所、食料の備蓄など万が一の備え、及び地震の場合には先ほど言いましたように、自分の身は自分で守るというような啓発は

行政の役割だと思います。その基本となるハザードマップの住民への配布は、当初は年度内配布の予定でした。予定よりおくれているようですが、いつごろ配布される予定なのかお尋ねいたします。

○議長（村山修一君） 総務課長。

○総務課長（川端達也君） ハザードマップの全戸配布の件ですけれども、当初3月を予定しておりましたけれども、今、現在北海道で津波シミュレーションを策定している状況でありまして、その津波シミュレーションが、自治体公表が4月にずれ込むという情報をいただいておりますので、できるだけ最新の情報を入れたいということがありまして、4月以降の北海道の情報を待って、それを入れて4月以降の全戸配布として考えております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 災害ですから、基本的なハザードマップというのはまちの様子が多分大きなところというのは、海面から何メートルというような津波を想定したものを織り込んでいると思うのですね。あと、がけ崩れがどこで起きるのかということは、町民のほうもよくわかりませんので、そういうことが本当は盛り込まれればいいなというふうに私は思います。4月以降だということなのですが、なるべく早く配布していただくようお願いいたします。

次の書かれております産業の活性化ですが、本町の基盤産業は漁業でございます。昨年、一昨年とイカの豊漁により全体の水揚げ高、金額的には高位で安定していると思えます。主力のホッケ、スケソウダラなどは捕れなくて低位で推移しております。また、昨年、一昨年とサケの漁獲数量も下降していることが不安材料としてあります。加えて昆布の価格も同様に落ちております。スケソウについてはことは、前年比で数字的にはよいですが、昨年はかつてない不漁でしたので、その数字と比較しても回復してきたとは言いがたいかなというふうに私は思っております。ホッケ、スケソウの不漁は出面がかからない、加工屋さんに魚が回らないなど、まちじゅうの経済に影響を及ぼします。私は水産物の加工品の推進をしていくということも大事ですが、加工する魚、昆布がなければ製品化が難しくなると思いますので、水産資源の保護、管理、海洋調査、研究、また、つくり育てる漁業のさらなる推進が必要ではないかと思えます。

また、水産物加工品、商品開発も含め、それに対する市場調査、市場ニーズは何なのかということの調査にもっと力を入れて分析すべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 高島議員にお尋ねいたします。

通告の中のどの分で、関連として御質問しているのかお答えいただきたいと思えます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 町長の行政執行方針には基本的に、まちづくりの基本姿勢として

地域医療体制、防災対策、産業の活性化、さらには地方財政の確立に向けた税の収納対策の強化などというふうに書かれております。これが大きなくくりだと思うのですね。それについての本当は三つのキーワードをお聞きしたかったのですが、これに対する先ほどの町長のお答えですと、心構え、態度、施策に対することでのことだというふうにおっしゃいましたので、大きくりはこの地域再生、防災対策、産業の活性化、さらには地方財政の確立についてお聞きしております。

○議長（村山修一君） 暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

高島君。

○3番（高島譲二君） 私は、今言った行政執行方針ですから、それについて三つのキーワードについてのみ質問しようということですので、それでは大きくりでは心構え、態度というふうに先ほどの三つのキーワードというふうにお聞きしました。

それでは、一つ目のこの選択と集中の地域を磨く行政運営について、もう少し詳しくお答えいただきます。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（久保田 誠君） お答えします。

選択と集中でございますが、今、町長の答弁にもございましたような、これがいろんな事業をやるための考え方や心構えを示しております。従来、今、羅臼の財政状況については、非常に厳しいというお話が、先ほど来坂本議員の御質問にもお答えしたところでございますが、そんな中で行政運営するためには、お金を有効的に使わなければならないということが大前提でございます。そういうことで、いろんな事業がありますが、その中でも特に羅臼町の将来に向かって有効だと思えるものを取捨選択して事業を進めていくというようなことでございます。

その中には、羅臼町ではいっぱい宝があるというふうには思っております。自然であったり、魚であったり、生活や人情、これも宝だと思いますが、そういったことで、その地域の本来あるものを磨きながら羅臼のまちをより高めていくという考えでございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 説明はわかるのですが、そうすると一例を挙げると、今言われた漁業に関する我が町は基幹産業が漁業ですから、漁業に当てはめるとどのようなことになりましょうか。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（久保田 誠君） 先ほど来から町長答弁しておりますように、水産物の

高付加価値化が今のところその中心になるものだと考えております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） それは私もどんどん進めていっていただきたいと思います。私が思うには、やっぱりその漁獲高が年々落ちているという今状況だと思うのですね。それを高付加価値を高めても、その加工する原料がどんどん乏しくなるということは、やっぱりいけませんので、片方で製品づくりもさることながら、やっぱり海洋調査を行って資源保護をやっていくべきだというふうに考えますが、町長、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） そのことにつきましては、当然おっしゃるとおりであります。したがって、今、資源が非常に枯渇している状況、いろんな魚種ありますけれども、したがってそういうことにならないというか、その原因の一つの中に前からお話ししているように、ロシアのトロール船という問題も一つあるわけにありますから、そういう部分では当然操業阻止ということは訴え続けていく中で、この根室海峡の中での資源、お互いにそういう資源管理、あるいは資源調査ということもした上で、いろいろな手当てがまたそこに出てくるのかなというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） ぜひその辺も力を入れて、羅臼町の課にも水産商工観光課というのございます。水産をうたっているわけですから、海のことは漁協だけに任せないで、積極的にこういう海洋調査とか研究とか、資源保護についてやっていただきたいなと思います。

水産物加工品について、先ほど課長が言われたように、高付加価値を高めていくというふうにお答えいただきましたが、私はやっぱり今、ただあるものをそのまま加工するのではなくして、市場のニーズというものもやっぱり考えていかなければならないのだと思うのですね。そういう今何が求められてるかということが、なかなかそこら辺がないと、ただ一方的に出しても、売れないということがありますから、やっぱり売れるものをつくっていくということを、一方では研究していただきたいというふうに思いますが、その辺について。

○議長（村山修一君） 高島議員に申し上げます。

届け出てます質問の趣旨と、それから今質問されていることと、基本的なかけ離れてきてますので、届け出している質問に沿って質問をお願いしたいと思います。

高島議員。

○3番（高島讓二君） それでは、質問を変えます。そういうことをぜひやっていただきたいというふうに、市場ニーズですね、市場調査、そういうことをもっと力入れて探っていただきたいというふうに思います。

それから、観光については、観光船が今好調のようですが、知床の自然は親しむ、ある

いは体験する分野が弱いようでございます。私はこれから羅臼町単独でやるのではなくて、例えば根室管内、釧路管内と連携して圏域内で観光のあり方を探ることも必要ではないかと思えます。そういうことをぜひ検討していただいて、政策を進めていただきたいというふうに私は思っておりますので、よろしくお願いします。

二つ目のこのやる気支援の頑張る個人、団体への積極支援について、お答え願います。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（久保田 誠君） やる気支援の考え方でございますが、基本的に、よいまちをつくるというような前提は、やっぱり町民がまちづくりを前向きに考えようというようなことが大前提だというふうに考えております。行政の役割としては、そういった町民の目を見逃すことなくキャッチしながら、その町民が将来に有効なことをやろうということに対して、いろんな支援があると思えますが、財政的支援、それから人的な支援、あるいは他町とつなぐだとか、国とつなぐだとか、いわゆるつなぐという役割の支援もあるかと思えます。そういったことで、町民がみずからこのまちをよくしたいというような行動に対して、支援をしていきたいというような考え方があります。

以上です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 町民のほうに、例えば海産物の商品開発をしようというふうな働きかけをしていただくというのは大いに結構だと思うのです。それに対して予算もつけるということで、それは予算書にものっております。つまり、その町民だけに任せるのではなくて、例えばさっきの市場調査とか、市場ニーズをもっと研究して、こういうものが我が町に当てはまるのではないかということも、そういう誘導といいますか、リードということをやったり役場でも同時にやっていくべきではないかというふうに思います。それに対してのお答えは要りませんが、ぜひそういうことも考えて、もう1段、ただ町民にだけにやらせるのではなくして、役場のほうのやっぱり担当課があるわけですから、そういうところでのもうちょっとそういうふうな講演会を開いて、そういうものをつくっていくということも図られるべきですし、そういうことを積極的に、これからの将来のことですからやっていただきたいなと思っております。

三つ目の協働のまちづくりの役場の役割について、お答え願います。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（久保田 誠君） 三つ目の協働のまちづくりの考え方でございますが、今、議員がおっしゃったとおりで、役場のやるべきとをやるということでございます。いろいろやり方もあると思えますが、従来であれば、あれもこれも役場がやっていたという実態が、今はないと思われませんが、昔からまちづくりの経過を考えますと、町民も忙しい中で仕事をやってきたと、こういうまちの置かれている環境があると思えます。漁業のまちでは特に猫の手も借りたいような状況があって、町行政がいろんなことをやってきたと、担ってきたという現実があると思えます。

今、まちを取り巻く環境を考えますと、それではなかなか町財政にも限りがございますから、できなくなってきているというふうなことが実態です。それを考えますと、先ほどより言いました選択と集中、やる気支援というふうな絞り込みをしていくと。そしてもう一つは、自助、共助の考え方、町民ができること、それから町内会がやるべきこと、そして、それに対して物事が進むように役場が支援していくというような感じがございまして、そのやるべきことと言われましたら、そのケースによっていろいろあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 協働のまちづくりですけれども、今、課長がいろいろ町内会のことも、あれもこれもという、今は当てはまらないと、あれかこれかなのかもしれませんが、町民の皆さんはよくやっているというふうに私は思っております。町内会の幹部の方々ですね、本当に地域のために尽くしていただいていると思っております。例えば、ことしは本当に雪が多いです、積雪量が。今までにない積雪量で除雪が大変です。そんなときでも、やっぱり地域の皆さんは率先して重機、あるいはスコップで除雪してくれております。本当に助かります。また、知床開きの仙人踊りやごみ拾いなども、町民総出で積極的にやっていただいておりますということですから、町民の皆様本当にまちづくりに尽くしていただいているのではないかなというふうに私は思っております。

そういうことで、くれぐれも町民の方たちにもお願いあるのですが、それに対する例えばの話ですね、除雪今回すごく多くて、重機あるいは除雪機で雪かき、そういうのが大変な思いをされてやっているわけですから、そういうことに対して、やっぱり町内会に対して日ごろそういう努力に感謝をするような気持ちを、町がそういう態度を示していただきたいなというふうに思います。

自治基本条例の、いい点は、私は繰り返しになりますけれども、町民、議会、行政の役割分担を明確にして情報公開、情報共有、個人情報の保護、それから行財政運営の評価ですね、そういうことを町政運営の原則というふうにありますけれども、そういうことを判定することによって、やっぱり我がまちは実際にこれは必要か必要でないか、住みよいまちづくりをするために、そういう定めてございますので、ぜひ私も町民の方々に働きかけを行います、推進して、検証いただくという先ほど町長の答弁いただきましたので、ぜひ検証していただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

行財政改革について再質問いたしますが、今、町の基幹産業の漁業は振るっておりません。刺し網漁船は3月に入って不漁のために70隻のうちもう60隻余りが漁をやめ、既に切り上げしております。また、秋サケの規則違反で国税局の査察が入り、追徴課税を受けたところもあり、町の経済の先行きは不安な状態です。税収アップも望めない状態です。そんな中で、町職員給与を3%戻す。町の予算の歳出、職員費を前年度と比較して

4,000万円アップしました。町長の行政執行方針には、当町の財政管理はますます厳しさを増しております、そう述べられておりますが、本当に財政が厳しいのか疑問に思うところではありますが、これについてお答えいただきます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいまの御質問でありますけれども、先刻、坂本議員に御答弁申し上げましたとおりであります。厳しいという状況は変わっておりません。決して赤字転落という状況から免れとはいいいながら、決して余裕のある財政状況ではない。ましてそれどころか、厳しい状況であるということは変わりはないということであります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） そんな中で、やっぱり漁の模様とか町の経済状態を考えれば、やっぱり職員の給与の戻し分約2,400万円ですが、財政が健全になるまで、余裕が出るまで待ってもらってもいいのではないかなというふうに私は思います。町のトップとして、それは組合との兼ね合いがあるというふうに、さっき坂本議員の答弁で答えられておりましたが、やっぱり町の経済状態が悪いというのはみんなわかっているわけですから、その中で職員費だけ戻すといいますが、2,400万円ふやしているわけですから、そこがちょっと私は納得いかないというふうに思っております。

町の職員の給与がもう大変なのだ、火の車だというふうだったら、それは仕方ないなというふうに納得もいきますが、平成24年今月の1日の北海道新聞の朝刊によりますと、09年度ですが、道民の所得は236万9,000円です。これでやっていっているわけですから、それから見ると、町の職員の平均給与を見ますと、この予算書によりますと、平成24年度1人当たりの平均でいくと456万円ですね、これなっているのです。ですから、それから見たら僕は、それは道民の所得を町のほうの一般普通の民間に当てはめて考えても、やっぱり相当いいのではないかと。職員は困った困ったという話も聞きませんし、我慢していただいているのかもしれませんが、その辺、まだ僕は余裕あるのではないかなというふうに思っております。そういうところを、町長はまちのトップですから、町の経済状態をもうちょっと加味していただいて、職員の返さなければならないということを書いてきたけれども、私は職員に返す前に、町民のほうに還元するのがまず第一の町長の役目ではないかなというふうに私は思っております。

今回、介護保険も1人当たり1,000円以上上がりました。予算が450万円にふえてます。そういうことも本当はあてがえば、別海町のほうは3年間、それは据え置くというふうな政策もやっておりますので、そういうことにお金をつぎ込む、あるいは先ほど私も言いましたように市場調査とか、それから海の魚がだんだん少なくなってきた、それに対する増養殖、あるいはそういうことを調査したり、そういうことに2,390万円を入れて、将来の羅臼町の漁業を確保していただきたいと、そういう推進していただきたいなというふうに私は思います。それはもう町長の政策ですから、そうやって決めたのであれば、それで行くのかなというふうに思います。

あと行財政改革の検証・見直しを含め、これまで以上の改革を断行しますとありますが、先ほど何か具体的におっしゃってました自立プランのときから行財政改革をやっているのだと。そのときに、しつこいようですけれども、町の職員の予算は第6期総合計画でいきますと、7億7,000万円なのです。それから約1億円今回はふえています。昨年の23年度、今現在ですけれども、23年度の場合は7億2,000万円で、大体余り職員費はふえていないそうです。だけど今回になって1億円近く、その第6期総合計画と比較しますとふえておりますから、その辺も考えてやっていただきたいなと思っております。

行財政改革の検証・見直しですが、昨年の6月に公会計制度を提言させていただきました。平成23年度に施行されました新地方公会計制度についてですが、財務4表をつくりなさいというふうに国の方針としてあります。それをもとに、公会計白書を作成し、早く言えば企業会計を取り入れろということなのですね、いわゆる市町村に。ですから、そうすると、それを公開することによって現状の問題点、それから町の財政状態、行政コストの効率化を明らかにできるというふうな利点があります。これはやっぱり行財政改革と聞きましたところ、なかなか難しく進んでないというふうにお答えいただいておりますが、これを専門家に、もしとっかかり、数字をつくっていくのは専門家のほうが早いという場合もありますので、ぜひこれを早目につくって公開していただきたいなというふうに思います。それが町民に対する情報公開、それで町民の皆さんも、二度と財政再生団体に危ういなということがないようにチェックできますから、そういうことをやっていただきたいなと思っておりますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 最後の部分でありますけれども、今、そのことも含めて検討はしているところであります。質問という形ではありませんでしたけれども、でも職員給与費に特化した形でもってお話がありました。これは繰り返しになるかもしれませんが、私は、平成17年から現在まで7年間にわたって職員に、本来職員側から見ると本来受けるべく給料、これは町長からあなたの給料は幾ら幾らですよって辞令をいただいているわけでありまして。したがって、その辞令にもかかわらず、あえて10%なり5%なり、8%をカットして、我慢してくださいと。それをお願いして職員はいろんな町のこういう置かれている状況、あるいは病院の問題も含めて、理解してもらった上で今日に至るところで、ぜひ御理解いただきたいと。したがって、今回そういう形でもって一度きちっとした形でもってベースに戻した上で24年度以降、再び職員組合のほうには、その旨数字はまだ具体的にしておりませんが協力をお願いしたいという、今協議をしている最中でございますので、協議の整い次第ということになりますけれども、また議会に御提案申し上げたいと思っておりますので、ぜひこの点御理解いただきたいと。

私は、先ほども申し上げたとたけれども、町を預かる町民の代表であるとともに、職員が働くこの職場の長であるという両面を持っているということも御理解いただきたいと思

ますし、地方公務員という法律の中で、ある程度そういうきちっと形が位置づけされておりますし、こういう自治体は人事院制度がありません。委員会がありません。したがって、国家公務員の人事院勧告に基づいた形の中で、給料の水準を保っていると。改正も含めて給与水準が保たれているということでございますので、ぜひこの点御理解をいただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 町長がおっしゃるように、町民の代表でもあるけれども、職員の代表でもあるというふうにおっしゃいましたが、私は、ではどちらを優先するのですかというふうに言いたいのですね。やっぱり役場職員は税金で皆さん給与をもらっているわけですから、町民はやっぱりタックスペア、払うほうの立場です。それを私は職員を優先するのではなくして町民を優先してほしい。そのお金も職員にばかり還元しているような感じに見えなくもないですよ。だから、そういうことをもっとわかりやすいような形で、町民のほうに還元していただきたいなというふうに、ぜひそういう政策、そういう考えでやっていただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 私は羅臼の町長として、町民の代表である、これは第一であります。そういう中であって、町職員も町民の1人であります。町職員も税金を払っております。そのことも含めて御理解いただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 町長、一言私申し上げいのですけれども、町の職員ももちろんそれは町民ですよ。その職員も税金を払っているというふうにおっしゃいますが、もともとその全部のくくりは税金で賄ってますから、その中で税金を払っているというのはおかしいな考えかなというふうに私は思います。

とにかく町税、職員にあげるということも、それは町長が選択した方策ですから、これ以上は申しませんが、ぜひ2,390万円余分にあるのでしたら、私は漁業振興、あるいは商品開発ですね、そういうことに、あるいは介護保険とかそういう町民に対する施策をもうちょっと優先的にやっていただきたいと思ひまして、質問を終わります。

○議長（村山修一君） これで、高島君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため、1時まで休憩します。午後1時、再開します。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番高村和史君。

高村君。

○4番（高村和史君） 通告に従いまして、提言を交え質問席から一般質問をさせていただきます。

まずは、先ほどから同僚議員も、本当に哀悼の意を込めて東日本大震災における被害者の方、また被災者に心より御冥福を祈るとともに、一日も早い再建を願わずにはられません。

さて、毎日大変寒い日が、ここ例年なくこの羅臼町に寒波が来ております。本当に雪を見るなり、寒さにひるなりして大変この厳しさが身にしみます。我々年代もまた高齢者も、すべての人たちがこの雪と寒さにはうんざりしているかなど、そのような気もいたします。そしてまた、その思いがあったときに、2月28日にこの日も寒い日でした。釧路新聞の1面に羅臼町予算の概要が、脇町長の予算案が発表されました。昨年度の予算から見ると、5億4,310万円の減でございます。ちなみに2011年、昨年度の予算は6億4,910万円計上されました。今回の予算は5億9,480万円、これ一般会計、特別会計、企業会計合わせての予算でございます。

今回の私の質問が、この冷え切った何か寒々しいこの予算に何か暖かい、ホットなそういう指摘もしながらの平成24年の行政が町民に向けてひとつ多面のある執行をしていただければよいかなということも踏まえて、本日は町行財政の検証と課題についてお話と質問させていただきます。

昨年9月議会で私は、なぜ地方がこのような財政危機に陥ったかというお話をさせてもらいました。まずもう一度、迷ったら初めからというふうな視点でちょっとお話をさせていただきます。

2000年4月に政府は地方分権一括法が施行されました。地方の自主的な裁量を高め、国の関与を少なくする住民サービスは、より身近な自治体が権限と責任を持って行うこととされました。そして、その翌年2007年に発足いたしました小泉政権によりまして、聖域なき構造改革の一環として国庫補助金、負担金の廃止、そしてまた縮小、税財源の移譲、そして地方交付税をこれらを一体的に見直すという、いわゆる三位一体改革が進められました。しかし、結果として、全国的に5兆円以上の地方交付税が削減されました。当町のような財政規模の小さな自治体にとっては厳しい行財政運営が強いられます。そしてまた、強いられることになりました。そして同時に進められた規制緩和によって、都市部と地方の格差が拡大しました。不安定雇用やワーキングプアー、いわゆる低所得者のことを言いますが、などの貧富の格差も発生したこと。国が進める地方改革の一環として、町村合併も進められたことなど、お話をさせていただきました。

そして、そのような流れの中で当羅臼町も、一時は中標津町との合併を模索することになりましたが、結果として大変な町民議論を経て、今の脇町長1期目のもとの、2005年に羅臼町自立プランを策定されました。私も当時の議会の中で議論に参加させていただきました。

いたことを強く記憶しております。また、3年前には、地方分権、地域主権を標榜とする政権交代がありました。小泉改革により減額され続けていた地方交付税が増額をされてきたという新たな変化もありました。このことは全体的に見れば地方財政にとってはプラス要因だとは、私は私なりの解釈をさせていただいております。

さらに、現在の羅臼町第6期総合計画は、この自立プランを踏まえて協町長が2期目の今から4年前、2008年に作成されました。昨年4月に、3期目の協町政がスタートし、これまでの大きな懸案、そしてまた課題であったこの新しい町立診療所の建設や特別養護老人ホームの設置に着手しております。ここに至るまでの町長の大変な努力については、率直に私は評価したいと思います。

しかし、一方で、自立プランの流れの中で、町民に対するさまざまな負担もふえました。役場自体も独自の人員削減や給与カットなど、町職員の負担も大きくなってきました。町職員の人件費の独自削減のちょっと経緯をお話しさせていただければ、これもまた、今回の私の質問の趣旨でございますが、少しでも改革の中に職員のやる気の問題、こちら辺も踏まえていただければよいかと、このように思っております。

まず、平成17年に100分の5、このときは全体で6,178万3,000円の削減がされております。年間のことで言っています。また、平成18年には100分の10、いわゆる10%です。このときは1億944万9,000円の年間削減をしております。また、平成19年には100分の10、1億1,040万9,000円の削減です。平成20年には100分の10、1億428万9,000円。平成21年には100分の10、1億634万5,000円。平成22年には100分の8、いわゆる8%ですけれども、8,348万2,000円。平成23年には100分の3、3%、3,073万6,000円の削減。これら7年間で職員に対する削減した額は6億449万円になります。職員もやはり生活権がございます。生活給でもございます。また、家庭もあります、家族がいます。やはり長期的な生活設計の中で、これだけ大きな削減に対し、町職員はやはり行政のほうから町長のほうが、こう言われたら、こうしてください。やはり協力したと、いでしょと、そういう職員の思いも感じ取っていただきたいと、そう思えたらいいかなと。職員自体もこの町の財政計画には大変多大な協力をしていただいております。

今後、予定はされているかどうかはわかりませんが、先ほど町長のお話では、今後また独自削減のほうは協議するというお話を聞きましたので、独自削減を要求する場合でも、どうか必ず労使交渉、労使間の合意の形成をきちっとお願いしたいと、このように感じます。

さらに、現在の羅臼町第6期総合計画は、この自立プランを踏まえて、協町長2期目の今から4年前、2008年に策定されました。昨年4月に3期目の協町政がスタートし、これまでの大きな懸念、課題であった新しい町立病院の建設や特別養護老人ホームの設置に先ほども言いましたように着手しました。本当にここに至るまでは、先ほども言ったように大変評価をしたいと思っております。また、そこにはこれからの財政の指針として、ではこ

の羅臼町のこれからの財政課題はどうかと。2000年から言ってますけれども、財政だとか、そういうものに対してはゴールはないんです。いつも常にスタートラインだということをまずは私も認識しておりますし、行政のほうは当然のことに認識しておりますが、ゴールなき戦いほど先が見えない辛いものがあります。

さて、自立プランは2006年から10年間の計画であり、2012年の現在は、その折返し年でもあります。したがって、自立プランのこれまでの取り組みの成果として、当町の財政がプラン作成時点と比較して、どう改善されたのですか。また、思うように改善されない課題として残っているところはどこなのかについて、中間的な総括をされていると思います。自立プランの中間的な総括、そして、町財政の現状認識について、大きくくりでよろしいので、町長の考えをお聞かせいただきたい。また、羅臼町第6期総合計画の現状の中間的な状況についてもお伺いしたいと思います。

さて、町財政は、これまでの努力の中で、改善された部分とまた新たな財政需要によって、さらに歳入歳出の両面から検討を有する課題があると思います。歳入面については、交付税措置のプラス効果はあったにせよ、町税収入の低迷やとりわけ使用料などを含めた町全体の未収金が、22年度決算で5億3,000万円余りあるということが明らかになっております。税については町自体も滞納金の回収に努力をされております。さらに、滞納整理機構を活用し対策も進められていることについては理解しております。私はこれらの収納業務に関して提案をさせていただきます。各未収金回収の窓口を一本化できないのか、未納者への対応を総合的に行う工夫なども必要でないかと、そのような工夫の対応がまずは可能かどうか、お考えをお示し願いたいと思います。

また、歳入面の確保として、国や北海道の制度をどううまく活用していくのかという面もあります。羅臼町における収入は限りがあります。だけど予算は先ほども冒頭で述べたように本年度予算も60億円くらいの予算を組まなければいけません。そういう中身の中で、国や北海道の制度をどううまく活用するかということ、本当に考えていただきたいということでございます。当町も過疎債の適用や、また診療所の改築で新たな地域医療再生計画の交付金措置、当初予算の事業費約6億円に対し交付金、これは地方医療構成計画の中の交付金措置が1億3,000万円の適用を受けるなど、本当にさまざまな行政のほうも努力を重ねてこられたことについては、本当に評価したいと思います。しかし、診療所にかかわる予算では、当初の6億円余りから現時点では10億円を超えそうな状況にもなっております。私は必要なものはしっかり措置をするということについては、異論はありません。ただ、その当初部分から増額した部分、とりわけ来年度の予算にかかわるものについては、起債を起こすことではなく、新たに何らかの国や道の制度活用をする努力を求めたいと思います。町長の考え方をお示しを願いたいと思います。

次に、財政に関連した質問でございますが、決算委員会の議論経過について質問をいたします。

決算特別委員会は前年度予算についての決算が町議会に提出された際、その審査のため

に設置される委員会であります。その審査範囲は大変広く、予算が適正に執行されたかどうかを含め、その予算にかかわるすべての事業について、評価・検討を行うことができます。いろいろと議論をしました。この中で議論され町長など理事者から、今後の個々の予算執行のあり方、事業のあり方、進め方について御答弁をいただいた事項について、当然翌年度の予算案や町政の執行に反映される必要があると思います。決算委員会で委託料を含め多くの指摘事項がありました。新年度予算にかかわって、前回の決算委員会での議論経過をどう反映されたのかについて、町長の基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

また、委託業者の選考はどのような基準で行われているのか、また、委託料はどのような基準・選定で決められているのか、このこともぜひお示しを願いたいと思います。

以上をもちまして、質問席での質問を終わらせていただきます。どうか誠意ある理事者の御答弁を期待いたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま高村議員より1件、町財政の検証と課題について、6点にわたっての御質問をいただきました。それぞれお答えしてまいりたいと思います。

まず、1点目の自立プランの成果と課題、町財政の現状認識、第6期総合計画の進捗状況についての御質問であります。関連がございますので、まとめて答弁させていただきます。

自立プランは、議員おっしゃるとおり、合併を断念し自立の道を歩むこととなったことに伴い、平成18年度から27年度までの10カ年の羅臼町の自立に向けた計画であります。

計画策定時は、2年後に第6期総合計画の策定を控えておりましたので、総合計画との連動を意識した内容で策定しております。

計画の概要は基本方針、目指す姿、重点施策と主要施策で構成しており、具体的内容は主要施策に位置づけ、実施しているところであります。

主要施策では行財政プログラム、事業運営プログラム、協働のまちづくり推進プログラムに分け26の具体策を断行してまいりました。

計画の実施に当たりましては、町民の理解と議員各位や職員の協力をいただきながら人件費の抑制、投資的経費の抑制、公債費の抑制など、一定の成果を上げたと認識しております。このことはプラン策定後、計画を着実に実施するため2年間にわたり、町民で組織する評価委員会を設置し、取り組みを検証していただきましたが、おおむね良好な評価をいただけてきたところであります。

自立プラン策定の背景には羅臼町が将来を危ぶむ財政難の状況にあったことが大きな要因の一つであります。言いかえれば羅臼町が存亡の窮地にあったと言えます。そのような背景を考えますと、自立プランの策定と実践は、結果的に町民と議会そして行政が一丸となって自立したまちづくりについて考えるよい機会になったと感じており、これからのま

ちづくりに大きな財産となったと思っております。

また、財政面の効果としましては、国保病院で抱えていた不良債務6億7,000万円を当初5年間で解消する予定でしたが、平成20年、21年の2カ年で解消できたことは自立プランによる効果であり、財政健全化法による健全化団体への転落を免れた大きな要因であります。

また、現在工事が行われてる新診療所の建設の実現も計画に盛り込まれた知床・羅臼まちづくり基金事業の創設により多額の、町内外からの町民の浄財によって資金確保ができたことは、大きな成果の一つと考えられます。改めて御支援いただいた皆様に感謝を申し上げる次第であります。

次に、当町の財政状況の現状認識であります。御承知のとおり当町の財政構造は、予算の50%以上を国からの地方交付税に依存せざるを得ない状況であり、平成17年度当時に比べると、地方交付税の増額により財政調整基金への若干の積み立てはできたものの、基本的には大きく好転しておらず、予断を許さない状況であると認識しておりますので、引き続き厳しい行財政改革を断行していかなければならないと考えております。

第6期総合計画についての進捗状況でございますが、さきにも述べましたとおり、計画は自立プランとの整合性を図るため、内容及び期間を踏襲して平成20年度から平成27年度までの8年間の計画としております。

具体の施策はローリング方式ではありますが、3カ年ごとに実施計画を策定し事業の進捗を検証しております。現在第2期の2年目に当たりますが、平成21年度からの国の交付金の活用もあり、ほぼ計画どおりに事業を実施しているところであります。

2点目は、町税、使用料等を含めた滞納整理の情報共有化と総合的な対応が必要ではないかとの御質問であります。

御承知のこととは思いますが、町税と国民健康保険税の税に関する収納事務は、現在税務財政課で行っておりますが、水道料金、町営住宅家賃、建物・町有地・河川敷地使用料は建設水道課で行い、その他給食費は教育委員会の学務課で行うなど、税以外はそれぞれ担当する課において収納事務を行っております。

ここで、収納にかかわる具体的な対応方法を説明させていただきますと、担当課では納税・納付相談及び誓約を交わした後は、それぞれの滞納者が口座振込や銀行振り込み、あるいは役場に出向いていただいて納付するようお願いをしております。

これらのことから、現在は職員が集金を目的として滞納者宅に出向くことは、どの課も行っておりません。

ただ、水道料金と町営住宅家賃に限定しては、羅臼町公金徴収事務委託規程に基づいた税外徴収員を配置し、決められた金額の徴収をお願いしている状況であります。

ここで、平成2年度から平成4年度にかけて、当時税務課内に税の徴収係と税外徴収係を人事配置し、公営住宅料や水道料、ごみ清掃料などの集金をさせたことがあります。

しかしながら、財産差押えを執行しても税金に限定されること、あるいは滞納者から公

営住宅等の苦情が出た場合、その対応には結果として担当課とのやりとりが必要となり、業務に支障が出たことなど、窓口を税務課に一本化したことにより、逆に職員の業務が煩雑となり、かつ全体の収納率も好転しないという結果が出ております。

これらの経緯から、前段申し上げたとおり現在は、担当課で納付誓約を交わしながら収納率向上に努めているところであります。

さらに、町営住宅家賃と水道料金の滞納者については、現在も税務財政課で情報を共有するなどしており、両課合同で納付折衝などを行っているところであります。

なお、お尋ねの窓口一本化につきましては、過去の経緯等を踏まえた上で内部で情報共有を図りながら、収納に万全を期してまいりたいと思っております。

3点目の診療所の改築事業にかかわる国や道の制度の活用についてであります。

新診療所改築事業につきましては、当初の計画においては、老朽化に対応するため、町が運営する現在の診療所機能をベースとした施設整備を考えてまいりましたが、社会医療法人孝仁会による指定管理者制度の導入が決定し、羅臼町の医療ビジョン実現のため、町民要望も踏まえ、さらなる医療の充実を図られるよう孝仁会と協議を進め、施設・設備等の充実を検討してまいりました。

議会の御理解もいただきながら進めさせていただきました結果、総事業費が当初6億9,000万円から10億3,000万円と増加したものであります。

具体的には予防医療の充実を図るための医療機器の整備や在宅支援のリハビリ機能充実に伴う施設整備、患者さんの精神的、経済的な負担軽減を図るための人工透析機器の整備のほか、三次医療圏との連携・遠隔医療を可能とする画像伝送システム導入など、一時的には町としての負担は増加しますが、町民の健康を守るために必要な整備と考えております。

しかしながら、このような投資が町財政を圧迫するようなものであってはならないことから、町財政にできる限り負担の少ない形での資金調達を検討してまいりました。

具体的に申しますと、元利償還金の7割が交付税措置されます過疎対策事業債を有効に活用するほか、国の補助金では医療施設等施設・設備整備費補助金のへき地診療所整備事業として、5,913万7,000円、さらに三次医療圏における医療提供体制の課題を解決するために国が平成22年度補正予算において措置しました地域医療再生臨時特例交付金についても、羅臼町国保診療所建設事業として1億3,312万3,000円、医療情報連携システム整備事業として4,704万4,000円が交付される予定となっております。

また、医療機器の導入につきましても、今般財産取得の議決をいただきましたデジタルX線画像診断システムの購入に当たっては、北方領土隣接地域等振興事業補助金620万円を活用することとなっております。

このように新診療所建設事業に当たりましては、さまざまな国や道の補助金等の制度を活用してまいりました結果、本事業の総事業費のうち、町内外からの貴重な寄付金はその

うちの27%、過疎債が47%、国・道の補助金などが23%、純粋な一般財源が3%と、町の財政的な負担は最大限軽減された形となっております。

次に、4点目の平成22年度決算特別委員会での指摘事項の予算反映、5点目の委託業者の選考基準、6点目の委託料の基準についての御質問につきましては、関連がございますので一括して答弁させていただきます。

最初に、施設及び機会の保守点検や管理、清掃業務等の委託に対する基本的な考え方につきましては、町内に本社または営業所がある業者で、委託可能な業務については町内業者を優先し、見積合わせ等で委託業者を決定しております。しかし、町内に委託可能な業者が1社しかない場合や業務内容が特殊業務と判断した場合などは、随意契約をしているものもあります。

なお、各施設の防火管理業務については、町内で実施できる業者は1社しかございません。

一方、役場庁舎については建築物における衛生的環境の確保に関する法律により特定建築物に該当し、空気環境測定や飲料水の水質検査、施設清掃及びネズミ等の防除業務などが義務づけられており、特殊業務と判断し、庁舎内の清掃業務を一括して随意契約で行ってきております。

また、学校の施設管理業務についても、学校用務員が校舎及び周辺の管理等を行っており、学校運営に支障にのまないよう早急な対応が必要とされ修繕経過や整備備品の把握など、施設全体に精通しなければならないために、特殊業務であると認識し、随意契約により進めております。

ここで、委託料の基準についてのお尋ねであります。特殊業務以外は2社以上から見積書の提供を受け、その中で最低単価を基準としております。

なお、昨年11月の決算特別委員会終了後における指摘事項につきましては、既に各課に通知し見直しの指示をしておりますが、さらに24年度中にガイドライン的なものを策定してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 今、町長より答弁いただきましたことは本当に住民の多くの方々の関心ある事項ばかりでございます。先ほども言ったように、自立プランはこれまで町民の皆様や役場職員の理解があって、協力があって現在に進められてこられました。そのために羅臼町の財政も何とか危機から脱出することができたことと、私も考えます。これも行政のほうの真剣な取り組みによって推進された改善策の一つではないかと。

町長が日ごろより強調されている協働のまちづくりもその裏づけとなる町財政の現状、すなわち町としての長期的な負債、その償還。今羅臼町では町債として私の調べたところでは40億円ちょっとあるかな。それはこれから長いスパンの中で当然ながら償還していかなければならないお金でございます。今、6,000人と羅臼の人口が推定された場合

でも、お一方当たり、子供から高齢者まで単純に65万円猶予の借金を抱えていることでもございますけれども、これからその償還ですね、今どこが山場で、どこら辺までがこれから借金を負債ですね、町の発展とともにしなければいけないのか。また、今ある償還はどの時期で、大体町民に負担かからないという大変ですけども、町民が駆使しない、わかり得るいわゆる世代を超えた中でも償還時期の一番のその最後尾がどこなのかなと、これは行政と住民が共通した認識を持って、これからこの羅臼町に住む以上は住民も関心あることだと思いますので、今この40億円の町債がどのような形で、どのくらいの大体年月で償還していくのか、そこら辺もちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの公債費の償還額の関係でございますけれども、現在借入れをしている中で、平成23年度で4億6,000万円の償還、24年度で4億4,300万円、25年度が4億3,600万円、だんだんこの年度から3億円台に縮小になっていくというような状況でございますが、今現在が一番ピークと。ただ、これから大きなまた事業を抱えて起債を仰ぐようになると、またこれが移り変わるというようなことがありますけれども、現在にとっては今がピークというふうな状況でございます。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） わかりました。できるだけ早く償還はなさって、また、今の町長の今回の予算執行ではないけれども、投資的な予算は今回ちょっと縮小するかなと、守りのやっぱり行政より私は攻めの投資的なハード面の行政はまちを潤す、そういう部分の横に借金、町債があるということはなかなか前へ進まない部分もあると思いますので、そこら辺はこれから切にお願いしたいなど、できるだけ早く償還、できるだけ早く交付税なり国や道に償還なさって、余り町債をふやさないことという念願にしていきたいと思いません。

さらにまた、町長先ほどの施政方針の中にありました、これは私の今の財政と絡みがあるのでちょっと質問させていただきますけれども、これからの羅臼町の新たな行政の方向性として、あれもこれも、行政サービスから、あれかこれかという集中と選択を目指した行政運営を進めるという考え方をもとに、現在進められている平成20年から27年までの第6期総合計画、今、ちょうどこの折返し点を迎えています。そして、この第6期総合計画自体も先ほども言ったように自立プランを計画の基礎としておりますが、自立プランは住民や役場職員、これまでの多大な協力のもとに進められてきました。そして、この総合計画の住民間の十分な理解のもとに進められていく必要があることは、私も行政も共通した認識だと思います。ただ、総合計画の中には、ちょっと中身を読ませていただくと、きちっと計画の検証、ふだんの検証というふうな解釈でいいのかな、見直しを行うことが明記されております。自立プランの中間的な総括、そして、町財政の今後の見通しなどについて、いかがなものでしょうかね、この中間的な今町長から答弁がございましたけれども、これはやはり町民も、自立プランの中間計画というのはわからないと思うのです。そ

してまた、先ほど言った総合計画ですか、6期の。これはあくまでも計画であります。やはり中には計画変更もあると思います。その中で住民説明もしながら、今、折返し地点を迎えて5年、3年と迎えた中で、町民から逆に行政のほうに、こういうことを住民はしたいんだよな、こういうことも行政のほうにやってほしいんだな、そういう住民アンケートみたいな、そういう仕組みもいわゆる住民から意見を聞く機会を設けることも大切かなと、このように思います。この件に関して広報資料の配布や住民アンケートという私の質問ですけれども、町長の考え方をちょっとお聞かせ願えればありがたいなと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） いろいろお話ありました中に、例えば投資的な予算の問題もありました。今、財政運営を行うに当たって、私、その年度年度だけでは、なかなか運営というか、編成できない部分があります。と申しますのも、今回で御案内のとおり診療所の改築に当たっては、以前から数年かけてこの財政調整というか、基金調達も含めて先ほどお話ししましたように、町民のそういう状態も含めながら、数年間にわたってそういう準備をしてきたということもございます。したがって、この24年度では、その24年度分の診療所の予算は計上しておりますけれども、全体的な予算はもう既に23年度、22年度から始まっているということもございます。したがって、私は常に財政を運営するに当たっては、当該年度のその前の決算状況はどうなっているのか、それを検証しながら予算を編成し、そして、それによって、では来年度以降はどうなるのかという見通しも含めながら、財政を運営するという形をとっております。

そこで、今いろいろお話ありました総合計画等における町民のアンケート、あるいは意向の把握ということもでございます。これについては、当初町民のアンケート調査を大々的にやったことがございます。その中でどういうニーズがあるかということ、羅臼の特性として町民が何を求めるかということは大筋な形では理解をしておりますし、その方向で総合計画もつくりながら、行財政運営をしてきたというふうに思っております。

そういう中であって時間も経過しているというふうな状況の中で、あとどういう形の町民ニーズがあるかということ、それなりに私なりに把握はしているつもりでありますけれども、まだ、その部分が別な方向性が町民の中にあるとするならば、何らかの形でそういう意向の把握はしてまいりたいというふうに思っております。ただ、アンケートに限定したものではありません。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 答弁、今いただきまして、私は思うのは、やはり時や時節は変わるとまよではないですけれども、やはり5年、10年という産業形態も変わります。やはり経済面も変わってくる。そういう面で町民のニーズ、これもやはり変わってくると思います。要はとりあえず今羅臼の場合は、病院、診療所、福祉施設というのが大変大きく前進しました。そこで、それを町民の今度は考え方、人口減に関して、また新たな町民の発想としてこのまちのために、こういうものがあつたらいいな、行政がこういう改革し

てもらったらいいなと、そういうちょっと発想のもとにお話しさせてもらったのです。

続きまして、この総合計画の重点施策の一番初めに上げられておりました地域医療の推進にかかわって、ハード面である町立診療所の件ですが、いかにまさに達成されようとしています。この時期だからこそ、これから進める医療体制の充実と福祉・保健が連携したソフト面を含めた町の行財政全体にかかわり方、改めて今後そういう何が、では今度福祉の面で必要になってくるのか、診療所の中の体系、今ちょっと町長言いました人工透析とか、いろいろな分野で、これからまだまだこの診療所における機能だとか、そういうものがまだ要求をされてくるかもしれない。町民が要求するかもしれない、そういう大きなデザインをどうなのでしょうかね、今、孝仁会が7月からオープンしますけれども、そういう町民が必要とする目安箱みたいなものも、町民というのはなかなか行政のほうに言っただけでこれがない。だけど町民の足というのは前の古い病院でもありましたよね、坂が勾配でお年寄りが滑ると、だけど行政としては何か、そういうちょっとしたもの、そこで私言っているはアンケート。正直言って、今現在羅臼からリハビリ、脳でもちょっとそういう疾患のある方は必ずリハビリというのは要求されてます。そういう部分で、今この改修した診療所にそういうものがまた逆に併設できないのか、そういう部分ではどうなのでしょうかね、改めて私はそういう検証も含めた中で進めていく必要があるのではないかなと、このように思います。あとは大体時間もそろそろなので、急いでやります。

町民のこの健康と命にかかわる町立診療所に対して必要な予算を計上することは、本当に大切なことと私も思いますし、町民の多くもこれは異論はないと思います。病院の充実、診療所の充実、異論はないと考えます。私の考えですよ。しかし、同時に住民生活そのものにかかわるほかの重要な予算措置もあります。これは病院ばかりでなく町全体の、病院ばかりに余り予算を計上すると町のほうが停滞すると、そういう懸念もないわけではないような気がしますし、そこら辺はやはり広く見聞を広めた中で、これから行政執行の私の言っていることを、ひとつ課題として考えていただければよいかなと。

今回のこの診療所に関しましても、町民の期待していた診療所の開所も24年7月に予定しております。大変多くの金額、資金を投入しております。今、町長から羅臼町は3%ですよ、だけど債務があります。多額の資金を投入してます。いま一度契約書、孝仁会との契約書に沿った診療所の体制、孝仁会に対してもきちんと申し入れることも、また今後の委託した公設民営化に余りすぐ順調にいけるような体制をとっていただきたい。私たち議会もこれは承認した責任があります。そういうことで、円滑にいけばいい話ですから、ひとつその辺の努力もしていただきたいと思います。

さて、あと時間がないようでございますので、私は、費用の一本化につきまして、今、町長から答弁ありましたけれども、お互いに滞納者みんなそれぞれ一つ滞納しちゃうと、それこそ住宅料から水道料から、保険税いっぱいあると思うのですよ。その優先順位というのはあると思うのです。仮に健康保険払わなければ病院に行くのに資格証明書を、そういう何というのですが、そういう窓口を一本にすることによって、一番困っている住民の

順位が、ここだけ払えば何とか今助けるよという、そういう情報の共有化ですか、できるのではないかなと。今、多課にわたってますから、それなかなかできないと思います。そういう面でこの質問をさせていただきました。

あと民間の公共施設の管理委託に対することですが、管理委託いわゆる業務委託で大変メリットの多いものなのです、本当に。官から民、これは本当に決して行政にとってはマイナス志向ではないのです。ただ、やり方によっては諸刃の剣なんていうこともありますので、そこら辺も十分今町長言ったように、ただ私言いたいのは、随意契約ですか、これは早くできるだけ、ただ、業者が1軒しかいない、それは理由にならない。やはりそういう部分で随意契約ができるだけ考慮しなければいけない。そして、広く公募をして、さっき町長が言ったガイドライン、これをやはり作成して、透明性のある管理委託にしていきたいと、この件に関して、あと5分しかありませんので、ちょっと町長から決意を教えてください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 随意契約という問題を本当に慎重に対応していかなければならないということであろうというふうに思ってます、この随意契約によるガイドラインについては24年度の中で十分慎重に、ある意味では時間を余りかけないと言いながら、かけざるを得ない状況もあると思いますけれども、25年度からの実施に向けてガイドラインを策定してまいりたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 長々と大変質問に対してお答えいただきまして、ありがとうございます。私は羅臼町立病院にかかわる建設費や、関連する備品の予算額、当初計画に比べて大きく増嵩しました。今、町長が説明したように、これはやはり国のいろいろな皆さんと一緒に頑張って国の措置、交付税措置、いろんなものをこれで大体全容が、私もわからないものが見えてきたと。さらなる今度は努力を求めたいと思います。このことは町民が納得するために、まさにこれからの町政は協働のスタイルが求められています。協働とは自辞書では同じ目的のために、対等の立場で協力して働くこと、いわゆる行政用語で言うと、住民、住民団体、事業者、市町村がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数の者の利益の増進を語るための共通の目標を持つということです。対等な立場で努力し、その成果と責任を共有し合う関係なのだと、このように示されております。地域医療の充実という共通目標に向けて、町民と指定管理者と町が対等の立場で努力し、成果と責任を共有し、関係づくりを求めこのことに、これからの新しい町立診療所の運営に当たって町政の重要課題として、受けとめていただきたい。

また、自立プランや総合計画の検証と見直しも、そういう視点に立ったところで実行していただきたいと強く申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（村山修一君） これで、高村君の質問は終わりました。

ここで、2時15分まで休憩します。2時15分再開します。

午後 1時57分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番湊屋稔君に許します。

湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 質問に先立ちまして、3月11日の東日本大震災にて被災された皆様に対し哀悼の意を表するとともに、一日も早い復興を心より願うものであります。

それでは、通告に従いまして、観光産業の活性化についての質問をいたしたいと思います。

町長は、これまで地域産業の活性化の中の一つの柱として観光産業の重要性についてお話をされてきました。3期目の執行方針でも、また、今回の執行方針でもその重要性についてお話になられております。

そこで、次の4点について町長のお考えをお伺いしたいと思います。

まず、一つ目でありますけれども、知床が国立公園になって以降、一時期は100万人近い観光客の入り込みでありましたが、現在は60万人を下回るのでないかという結果になっていることについて、どのような要因が考えられるのか、この結果について、町長はどのように受けとめておられるのかをお聞かせ願いたいと思います。

二つ目は、町長は、道の駅周辺の活性化に取り組むと昨年おっしゃいました。旧国道を魚の城下町通りと名づけ活性化計画を行っているようですが、その進捗状況と町長の描いているあの通りの将来像は、どのようなものなのかお聞かせください。

3点目としまして、町外からの観光客の誘致や交流人口の拡大を目的とした取り組みは、行政、各種団体や民間グループが中心となり行っておりますが、その中で羅臼町が主催している知床開き、この知床開きの目的や位置づけ、意義をお聞かせ願いたいと思います。

また、春の知床開きと秋のいさり火祭りという羅臼町の中では二つの大きなイベントがありますが、行財政難の中で、より効率的な開催方法や発展的な合併などを考える時期でもあると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

4点目は、ことしは中国、特に台湾からの冬の観光客が多くなっているように感じられます。

ここ数年で台湾のバードウォッチング人口が急増していると聞いてもおります。そして、ここに来て、それに拍車をかけるようにさまざまな航空会社、LCCローコストキャリアが関西空港などを拠点とし、千歳空港へ乗り入れていることになっております。台北からの便も日本に乗り入れています。

この閑散期であった冬の時期に期待できる新たな動きではないのかと考えます。

町長には、トップセールスマンとして国内外にアピールしていただきたいと考えておりますが、何か対策を打って1人でも多く羅臼町を訪れてもらえるような、そのような対策をお考えなのか、また、対策を今後打っていただきたいと考えます。

以上、観光産業の活性化についての壇上からの質問をいたしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま湊屋議員から、1件観光産業の活性化について、4点にわたって御質問をいただきました。それぞれお答えしたいと思います。

まず、1点目は、観光客入り込み数減少の要因と、その結果をどう受けとめているかとの御質問であります。

当町の観光客の入り込みの推移は、知床旅情のヒットによる知床ブーム、昭和55年の知床横断道路の開通により増加を続け、平成6年度には82万2,000人の入り込みがありましたが、その後、65万人前後で推移し、平成17年7月に知床が世界自然遺産に登録されたことにより75万9,000人の入り込みがありました。

しかし、昨年度は知床横断道路開通以来、30年ぶりに60万人を下回り、今年度はまだ年度途中でありますが、さらに下回ることが予想されております。

これは、昨今の長引く不景気により国民の旅行控えによるもの、団体旅行からマイカー、あるいはレンタカーによる個人旅行への形態の変化、さらには昨年3月に発生しました東日本大震災が大きな要因と推測され、全道的な傾向でありました。その間、観光協会を中心に関係者の方々には積極的な誘致活動を繰り広げていただきました。

私自身としましては、安心・安全を提供するための医療基盤の再生に取り組んでおり、十分にアピールや発信をできませんでしたが、一定のめどが立ったことから、昨年8月に設立いたしました知床羅臼町体験学習推進協議会を中心に積極的にPRしていかなければならないと考えております。

2点目の道の駅周辺活性化について進捗状況と将来像の御質問であります。

現在までの取り組みにつきましては、地域住民の意識調査や事業者、関係団体などのヒアリングを実施しながら当該地区の現状分析を行い、道の駅周辺地区の特性などを把握しながら、計画全体の絞り込みを行っております。

現在、道の駅には毎年7万人の観光客が訪れており、当町の魅力発信基地であるとともに、産業活性化の拠点となり得る施設と考えております。

しかしながら現状では多くの観光客は道の駅に立ち寄った後、そのまままちを通過していく傾向にあります。このことは町の経済にとっても大きな損失であり、道の駅周辺を核として本町旧国道335号線通り一帯を観光客が滞留できるようにすることは将来にとっても有効な施策と考えております。

道の駅を中心として、通り一帯が漁業のまちである羅臼の生活や文化が漂い、多くの町民や観光客が行き来する、人の賑わいを感じられる通りが形成できればと考えておりま

す。

3点目は、町主催の知床開きの目的や位置づけ・意義と効率的な開催方法についての御質問であります。

知床開きは魚の城下町をテーマに掲げ、参加団体が主役の羅臼自慢・羅臼名物をアピールする町民参加型の町民及び観光客を対象とした知床観光の幕開けの祭りとして位置づけ開催しております。

従来まで、ともすれば町が段取りをし、各関係団体には祭りを盛り上げるため参加していただくという傾向にありましたが、現在は企画段階から各団体には参加していただき、まさに町民参加のイベントとなりつつありますので、このような流れはますます推進していかなければならないと考えております。

次に、効率的な開催方法や発展的な合併についての御意見がありました。

効率的な開催方法につきましては、先ほども申し述べましたが、各団体の積極的な参加と、会場設営などでは漁業協同組合等の応援もいただき、さらには行催事における景品等は各団体や企業から提供をしていただきながら、開催しております。

今後、ますます効率的に開催できるよう検討してまいります。

発展的な合併についてであります。知床開きは観光まつり、いさり火まつりは産業まつりという位置づけと認識しておりますし、知床開きはことしは51回、いさり火まつりは41回と、それぞれ歴史のあるまつりでもあり、町民の皆様あるいは観光客に定着・認知されているものと考えております。

今後、関係者の方にそのような多くの意見があるとすれば検討させていただきますが、現段階では貴重な御提言と承らせていただきます。

4点目は、これまで観光の閑散期であった冬期間、台湾からの観光客が急増していることから、今後の対策についての御質問であります。

平成22年度の外国人の宿泊者数は、542名で前年度より倍増となっております。そのうち、2月だけの宿泊者数は281人で全体の過半数を超えており、ほぼバードウォッチャー客と思われれます。

2月の国別宿泊者につきましては、バードウォッチングの本場のイギリスが51名で、その次が台湾の39名、次いでアメリカの32名となっており、いずれも2泊以上の宿泊となっていると推測されます。

ことしも多くの外国人バードウォッチャーが訪れていると聞いておりますし、今後さらに増加することが見込まれておりますことから、羅臼町独自の誘致活動も必要と考えますが、世界のバードウォッチャーからは、道東とりわけ根室管内が特に注目されていると聞いておりますので、広域連携による誘致・PR活動を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 4点についてお答えをいただきました。

一つ一つ質問、それから提言を行ってまいりたいと思いますけれども、まず、知床国立公園になって以降、先ほど、知床旅情のブーム、知床ブームということで82万人、それから去年は60万人を割るというような結果に終わったと。この一つの原因は東日本の震災であつたりマイカー客、昔のように団体客が来なくなったのだというようなお話もあつたと思いますけれども、ただ、人が来ればいいということではないとは思うのですよね、僕も。町長前に、ハイヒールを履いた観光客要らないみたいなお話をされたことがあると思うのですけれども、知床はそういう場ではなくて、もっともついろいろな意味で滞在型であつたり、いろいろ体験をしていただく場なのだという意味でおっしゃつたのだと思うのですけれども、それに対してこれ60万人を割ってしまって、50万人台になってしまったことによって、やはり活性化という意味では、今まで例えば80万人いたときに、1人でこのまちに落としてくれる部分を、例えば100円と考えた場合に幾らになるか。今度60万人を割ってしまったときに、やはりここに滞在をしていただいて、そして少しでもこのまちにいろいろな意味でのお金を落としていってもらいたい、そういった取り組みを今後どんどんどんどん進めていかなければいけないのだろうなというふうに思っているのですね。

これが急激に60万人を割つたものが100万人に来年度ふえるということは、なかなか考えづらいことはあるのですけれども、今来ていただいている人に、どういった質の高い観光をしていただくかというような取り組みを考えていかなければならないのではないかなというふうに思います。それが今後の観光の対策になろうかというふうに思いますけれども、町長はどうお考えですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今の質問の中にもありましたように、観光協会等においても非常に今頑張つていただいているというふうに思っていますし、特に、今最近における観光船の就航によって流氷観光であるとか、あるいはバードウォッチャーということも含めて、検討していただいているというふうに思っております、我々考える以上に町外から見ると、羅臼にはそういう魅力的なものがたくさんあるということでもあります。

したがって、先ほどの答弁でも申し上げたと思いますけれども、私自身の気持ちとして、ここ数年といいますか特に私の2期目と時期を同じくするような状況でありますけれども、国保病院が診療所に転嫁せざるを得なくなった、夜間の救急も対応できなくなったということもあつて、羅臼に観光客の皆さんに、町外に向かってどうぞ来てくださいと、なかなか積極的に発信できなかつたという思いが実はあります、安心できないという状況の中では。したがって、今度はそういうことが体制が整うとするならば、今までのことを挽回するような形で積極的にこれに対応してまいりたいというふうに思っているところであります。

したがって、今、観光という部分では、携わっている方の数も少ない、あるいは今一時

期のこのバードウォッチャー、流氷というこの一時的なことは別にすれば、なかなか冬場の観光が通年化しないという、そういう羅臼の特殊性もあるということも含めながら、私自身観光協会の事業展開も含めながら、いろいろな面で応援もしていきたいと思っておりますし、私自身もそういう先頭に立って町内外に向かって進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） いろいろな要因があって、なかなか言えなかったということなんでしょうけれども、当然60万人を割ったこれ数字だけで、先ほど言ったようにあらかたない部分はありますけれども、やはり一時期の80万人以上来られてたときに比べれば、非常に少ない状況に陥っている。ただ、やはりそういう中でも質の高さを売りにして、その人たちにどういった体験をしていただいたりということを、これはもう観光協会ということだけではなくて、やはりそれに附随して当然たくさんの方が来て、いろいろなものを買っていただければ当然それは商店さんにでも恩恵はあるのでしょし、やはりそういったことをしていただく、それからその魚を捕ってる漁業者にとっても、何らかの影響はあるのかなというふうに思いますので、やはりこの問題についてもまち全体で考えていかなければいけない問題だと思いますし、逆に僕は毎回ここに立つと言うのですがけれども、やはりその辺のことを情報も含めて、やはり行政がリードしなければいけない部分というのも、当然のようにしてあろうかと思っておりますので、その辺のいろんな施策、それから各種団体が活動しやすいような方策、町長は今回いろんな形で400万円ですか設けて、いろんな形で団体に使っていただきたいと、そういったところの利用もできるかと思っておりますけれども、それ以外にいろんな情報を提供することによって、やる気が出てくるという場合も町民の中にはそういう思いの方もいらっしゃると思っておりますので、ぜひそういった情報も含めて流していただけるような体制をとっていただきたいなというふうに思います。

それと今回、羅臼というかこの知床に、どっちか言うとかやっぱ羅臼に来てもらいたいで羅臼という言い方になってしまいますけれども、羅臼にさっき言ったようにマイカーで来る、なかなか団体で来れないと。これ4番目のところにつながってはしまうのですがけれども、今いろいろなところでいろいろな活動をしながら検証をしましたがけれども、やはりアクセスの悪さ、この問題というのはやはり羅臼にとっては、観光にとってはかなり致命傷だろうなというふうに考えてます。当然町長もその辺のことはいろいろな方面からも、いろいろお聞きになるだろうし、町長自身もわかっていらっしゃると思っておりますけれども、これはまた、4番目のところでお話しすることになろうかと思っております。

もう一つは、観光産業を活性化していくに当たって、既存のものをやっぱりそれを残していく大事さというのもあるのですがけれども、新しいものをつくり出していくという起業をしていくなり新しい取り組みをしていくなりということも、当然必要だと思います。ただ、前にもお話したかとは思いますが、一つの新しい起業をするときには、やはり通年通してできなければいけない、そのために準備もしなければいけない、非常に難しい

問題はたくさんあります。

例えば、観光客が海外から先ほどおっしゃいましたよね、かなりふえていると、今回五百何十人の方がお泊まりになられているということですから、そういった人に対して当然通訳なんかつけてきますけれども、例えば通訳がこのまちで必要になるぐらいの、もうそういうぐらいの人が来られるとすれば、逆に来てほしいと思うならば、やっぱりそういった人たちをこちらで用意するという、これは多分教育というほうにもかかわってくるかと思えます。将来に対してそういう人材も含めて育てていくとか、そういったことも将来構想の中の視野として、しっかり盛り込んでいかなければ、やはりただ単に来てほしい来てほしいと言うだけでは、なかなか実現しないこともたくさんあります。そのためにしっかりした準備をしておくという、そのことも重要ではないかというふうに考えますので、これは当然のように、そういうことのお話というのはわかっているのだと思うので、答弁は要りませんが、そういった準備も踏まえて観光行政も産業活性化、ほかのものですね、例えば地場産業である漁業と同じように、将来構想を持って取り組んでいかなければいけないのだらうなというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

2番目の質問だったのですが、町長は昨年か、魚の城下町通りというように、あの通りを何とか活性化したいというふうにおっしゃいました。それで12月に予算も多少盛り込んだとは思いますが、たしかその調査のための予算というものを盛り込んで、250万円ぐらいだったと思うのですが、盛り込まれました。その中で多分、先ほどおっしゃったように、その意識調査をされていたり、いろんなことをされていると思うのですが、今後、今回は先ほど坂本議員のときですか、予算を一切盛ってないというお話を企画のほうからされたと思うのですが、ことし1年間のタイムスケジュール的な動きというのは、どういうふうになっているのでしょうか、予算がない中で、どう動こうというふうに思っていますか。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（久保田 誠君） 本年度は大枠をつくるための、いわゆるグランドデザインをつくるための予算でございます。そこからスタートしなければ、なかなか事が進まないことがありますので、それはかなり専門的なノウハウやスキルを持ったコンサルの力をおかりしなければ難しいというふうに判断してやっております。その後は、その計画をベースにして地域の団体との協議だとか関係者とのお話し、やはりコンサルではなくて地域を知っている我々が一緒にお話をしていくというようなことで、予算を計上しておりますが、一部コンサルの力もかりながら、今年度についてはいろいろな団体と協議をしまして、細かな部分の細部も含めて議論をしていきたいというふうに考えておまして、そういう部分で予算を計上はしていません。

以上です。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） ことしは議論をする年であるということで、これは1年かけてやられるということでもいいのかなと思うのですけれども、ことし1年かけます。先ほど町長にお伺いした町長の描いている、あの通りの将来像ということでお伺いしました。滞留もできる通りにしたい、賑わいのあるところをしたい、それはわかるのですけれども、具体的に町長は、あの通りにどんなものがあったらいいのかとかと、そういうふうなイメージというのはお持ちですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） あそこの通りというか、他の地域と違って、商業地域ではない、商業のエリアではない、住宅が混在しているというのは、大きな今までの商店街の活性化であるとかということを取り組んでいく場合と違う部分だと思います。したがって、まず、あそこに町民の暮らしというか住宅があると、これがもう第一であると。そういう中であって、その生活に影響のないような形でもってどうやって、あそこに人が、観光客なりが通りに入ってもらえるかと。そのためには何をではするのだと。考えてみると、いろいろ空き店舗も若干あるわけでありまして。したがって、その空き店舗も住宅と併用している部分もあります。したがって、完全にその空き店舗がもし利用できるものであれば、有効活用させてもらえるものであれば、その中でいろいろと考えもそこに出てくるということでもありますので、どれだけのそういう形の中で、本町地区の住んでいる方々が、あるいは関係する方々が協力なり、それに賛同してもらえるかと。そこから出発しなければならないというふうに思います。余り私のほうでもって、こういう形にしたい、どういう店舗が欲しい、ああいう店が欲しいということは、余り最初に発信しないほうがいいだろうと。それがひとり歩きになってしまっていて、ともすればこういうものというのは行政が言い出した、行政がこうしたいと、町長がこう考えてると、それも時と場合によっては必要でありますけれども、事このことに関しては慎重にやっていきたいというふうに思っております。御理解いただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 余り具体的なことは、これから町民を交えて決めていくというようなことなのでしょうけれども、やはり物事を進めるときに目標点みたいなのがなければ、そんなこと考えていない町民にふっと、この通り何か再開発したいのだけれども、何かないですかと言われたところで、どれだけのものが出てくるのかわからないですけれども、やはりある程度のこんなものというようなものがなければいけないのかなと、今聞きながらふっとちょっと思ったのですけれども、町長のお考えがそういうような形で進めるということですから、特にこのまちにとって、あそこに住んでいる方にとって、それから羅臼町にとっていい形になっていけばいいなと思うのですけれども、実際にこの計画、昨年町長が初めておっしゃってから2年目ですから、この計画のある程度の計画を終了するというか完成するというか、そういっためどというのはあるのですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 私の任期中にというふうを考えております。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） わかりました。任期中ということは、この4年間の中でということ、去年入れれば4年間ですね、あと3年間の間で何とか形にしていきたいということで、よろしいですね。

それを考えると、そんなに時間ないのではないかなという気はするのですね。どういうものになるかわからない、想像もできないので、あそこに何か物が建つのか、それとも空き店舗の中に何かお店ができて憩いの場ができるのか、どういうふうにお考えかわからないのですけれども、あと3年の中であその通りに人が賑わって、道の駅に訪れた方が歩いて、そっちのほうまで足を伸ばしていただけるような空間、エリアをつくっていくことですから、あと3年の中でやるのは非常に大変な作業だなというふうに思いますけれども、そういったことで進めていくことであれば、ぜひ頑張ってくださいなければいけないのだと思うし、また、そこに集約してしまうと、例えばあの通りだけの話でひとり歩きしてしまいますと、やはり羅臼の中心街と言われるところへの配慮ですとか、それから、そちらへ人を流していく動線の確保だとか、そういったことも含めて、あそこが賑わえばいいのだということではなくて、羅臼の飲食店街であったり、お店であったり、いろいろ中心部に人が流れる動線をつくったり、その辺への配慮みたいなものも含めて、この計画を考えていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） そのとおりだというふうに思っております。先ほどもお答えしましたけれども、ともすればこういう計画というのは私のこの町政を担ってきてから、あるいはその以前のことも含めて考えたときに、どうも行政が言葉は適切かどうかわかりませんが、言い出しっぺになってしまうと、どうもそれがうまくいかないというところがあるものですから、私先ほど慎重にと言ったのは、その意味と、それからそこに暮らしがあるということ、暮らしに影響を与えてまでというのはなかなか大変なことだろうということからいって、今の本町の通りについては、慎重にということをおっしゃっていただきました。任期中にということになります。一遍にできないかもしれませんが、一定の方向性かそこでもって出て、できるところからやっていただける、あるいは形が見えるところからやっていきたいなど。一遍に100%私が描いているような賑わいになるということでは、なかなか難しいかもしれませんが、そういう方向の中で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 魚の城下町通りというか、本町の通りですね、あそこに今回こういった計画の中で期待している部分もあるのですね。例えば今、漁業も大変な思いをしています。漁業者の中には例えば、乗る船がどんどんやめていって乗ることができない。そうするとほかに働きに行きたいのだけれども、働きにも行けない。そうすると、あの城下

町通りの構想いかんによって、そこで自分が投資して何かできるのではないかと、そういうきっかけをあそこでもらえるようなことがあれば、さっき最初のほうで言ったように、当然何かやるにはお金も必要なのだけれども、そういう施策は、例えばいろいろなことで教えてやってください。そういった人がいたら、多分勇気が湧くのではないか、もしかしたら、自分もあそこで何かやったら何か商売できるのではないかなとか、何かやったら少しの足しになるのではないかなという、そういう起業意識の持った人もまだまだ羅臼にはたくさんいますので、そういう人たちに何かのきっかけを与えてあげられるような通りになれば、僕はいいかなというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、3点目の質問に移りたいと思います。

知床開きなのですけれども、これ先ほど観光まつりという位置づけだというふうにおっしゃいました。観光まつりと産業まつりと言いましたね、いさり火まつりは産業まつりだと、この辺の違いってちょっと僕、余り明確な違いわからないのもう一度説明お願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 知床開きを開催してから昨年で50回を迎えたということになりますから、35年だと思います。そのときに知床国立公園という問題もありましたし、それからそのときは知床横断道路のことについては、なかなか5月の連休前後というのはあかないという状況がありました。ただ、しかし知床観光という部分をとらえたときに、このときから知床の幕開けだという意識がありました。結果として、では観光客がどのくらい知床開きに来たのかと言うと、そういう交通事情もあって、なかなか来れないという中では町民がある意味では、これから観光のシーズンが始まるのだよ、あるいは春が終わってこれから夏ということ、いろいろ生産活動も行われているのだという一つのそういう節目として、ここまで来たということはあると思います。したがって、そういう部分については、今も基本的には変わっておりません。ただ、6月については、そういう物販も含めて秋のそういういさり火まつりと、また違ったような感じが一つあるということありますから、この辺が観光客が余りいない中でのということもあるかもしれませんが、町民の意識として、知床観光が本格的なシーズンが始まるのだということでの町民がそれを共有するという意味合いも含めて、今、祭りが行われているということでありませぬ。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 町長のとらえ方としてはどうか、その知床開きのとらえ方としては、そういうことなのだなと思いますけれども、これ昨年の知床開きの開催中止というのは、その中に同じようなことですが書いてますね。観光まつりとして、さらに参加型の催事として発展させ、より多くの人に会場に足を運んでもらい、楽しんでいただきたいということで、食のブースについても新たな出店団体を募り、町外観光客を意識した

羅臼らしい食の魅力を観光につなげていきたいと。知床観光の幕開けとなる知床開きを通じて、町民一人一人が羅臼の魅力を再確認し、観光産業の一翼を担っているという意識を持ちながら、地域活性化のための事業となることを期待してということを書かれています。まさに、今町長おっしゃったことと同じようなことが書かれています。

それで、観光まつりなのだということですがけれども、実際に今町長もおっしゃいましたがけれども、どれだけ観光客をこのイベントによって誘致ができていくかと言うと、実はどれぐらいいるか聞けばわかるのですかね。どれぐらい町外の観光客が来られているかということなのですけれども、そんなに多くの方が来ているとは思えづらい。どちらかというと町民まつり的な意味合いが強いのかなと、千人踊りをやっていたりなんかというのは、ほとんど町民、綱引きやっていたのも町民、これは町内会ですよ、ほとんど町内会の方ということで、そういった意味合いでも、先ほど僕言ったのは50回、これは歴史があるからやっぱり続けて、伝統なのだからやっていかなければいけないという考えもあるのかもしれないですがけれども、やはり50回の節目を迎えたところで、やはりより効率的にいろんなことも考えていかなければいけない、やめろということではないですよ。いろんな取り組みの方法も考えていかなければいけないのではないのというような、提案としてというか僕の意見として言ったので、もしそういったことがあれば、いろいろ改善をしながらやっていってほしいと思うのですけれども。

それと、一つこれ、触れないわけにはいかない部分なのかなと思っています。先ほど、町長、企画段階から参加者といろいろ協議をしながら進めていっているのですよという話をお聞きしました。一つ伺います、今回の知床開きの財源を地方債に求めた理由って何ですか。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） たまたま過疎対策事業債、これについてはソフトの面もハードの面も使えると。ソフトの面にはいろんなメニューがありまして、こういったものに使えるというふうなこともありますので、地域の活性化を求めながらやっていく事業、これらソフト事業で十分使えるというふうなことでありますので、そこに財源を求めていくと、これが今までなかったということもありまして、そこにやっぱり財源的に不足を生じたということもありますので、効率的な起債の運用の仕方を考えたということでもあります。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 今までにはなかったのですよね。今までは一般会計の中に入っていたのですよね。今も入ってますけれども、今は地方債にその財源を求めた480万円ですがけれども、それを要は7割ですか、返ってくるとは言え借金をしてイベントをやるのだと、お祭りをやるのだという形に変わったということなのですよね。そういうことではないのですよね。変わってないのですか、変わったわけですよね。去年までは町の予算の中で見てたわけでしょう。全体の予算の中でこの知床開きというものを予算化してたわけでは

よね。それを今回はそれ以外の借金にそれを求めたということで、いいですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 端的に申し上げますと、借金に求めたかと言われると、起債を起こすわけですから借金であります。しかし、この480万円がもし過疎債が求められなくて、今までどおりやっているとすれば、480万円一般財源としてそのまま出しっ放し。しかし、この過疎債を適用することによって7割は地方交付で措置されるということですから、480万円のうち144万円を最終的に町が負担すればいいということで、そこで三百幾らということが町としては財政上、非常に結果としては軽減になるということでもあります。したがって、この財源を調達する問題も含めて今までと同じような形でもって、それはやっていくのだということでもあります。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） わかるようなわからないような感じなのですけれども。それはわかりますよ、それは当然480万円を丸っこ使うより、そこに求めれば百何十万円で済むのだということなのだと思うのですけれども、ただ、先ほど言ったように、このお祭りの意義だとか、そういうことも踏まえて考えると、これ借金してやるものなのかなって、当然そこに求めたか、どこに求めたかの違いなのだけれども、ちょっと引っかかるころがあったなというふうに思うのですよ。

それで、このイベントについて過去に、関係団体と準備委員会とか反省会とか開いてますよね。開いていると思います、僕の資料もありますから。その中で今回のこの知床開きに対して、その検証をされていると思うのだけれども、その中で収支の決算報告というのはされているのでしょうか。

○議長（村山修一君） 水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（石田順一君） これは各団体からのということでしょうか、町のでしょうか。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） この知床開きを開催して、過去にですよ去年でもいいです、かかった部分の経費の収支の決算というのは、各団体携わってくれた人たちと一緒に、それに報告したりして、反省会を開いたりしてますかという質問です。

○議長（村山修一君） 水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（石田順一君） 反省会におきましては、町の決算状況は説明してございません。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） そうなのですよ、だから、参加された人はこのイベントにどれぐらいのお金がかかって、どれぐらいの規模でやってというのは、自分の言われたところだけやっているのです。例えば町内会なんかそうだと思うのですけれども、千人踊りに参加してくださいという案内がいただいて、それで千人踊りに参加します。千人踊りはいつ

からやっているかは別としてずっと続いているわけですよ。そうすると、やっぱり町内会の負担ってかなり大きいと思うのですよ。まちのイベントだからという、そういった思いで多くの時間と、それから自分のお金も多少割いて、それからボランティアとして一町民として休日返上して参加しているのです。

その中で、これ質問なのですけれども、これは多分職員の給与規程とか、いろいろなものがあると思うのですけれども、主催者である羅臼町が土日の給与分という代休をもらってますよね、出た人は。時間外については時間外手当として支給されてますよね。その手当分だけで昨年度は80万円ちょっとになっている。そのほか100人以上の人が代休を取るわけですから、そうするとその分もお金に換算すると結構な金額になっているのだらうなというふうに思います。これ言い方間違っていたりしたら申しわけないと思うのだけれども、自分たちで主催をする。羅臼町が主催をして、まちの予算を使って今回は借金をして、地方債に求めて、それを。その中では480万円は給与に関係ない部分なのかもしれないけれども、そうやりながら、給与を支給している。

それで、町民側から見るとどうなんだろうと思ってしまう部分があるのではないかなと、お手盛りではないのと、この言い方が正しいかわからない、ちょっと腹立った人には申しわけないと思うのだけれども。自分たちが主催をする、それに対して自分たちは給料をもらうけれども、実際に動いてくれっていう依頼は、先ほど言ったように最初の段階から、計画の段階から参加してくれと言いながら、その人たちは休日返上してボランティアで来ているわけですよ。このあり方ってどうなのかなというのが、ちょっと感じてます。

だから、職員も仕事ではなくて、一町民なのだと、先ほども何かの中で出てたと思うのですよ。そういう立場に立って、その知床開きというものを成功させるというふうにはならないのかなと、どうなのでしょう。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 職員がその知床開きの業務としてかかわって、労働の対価として支給しているという、これは法律的な根拠に基づいてやっているわけで、したがって、この知床開き、町民の協力も含めながらボランティアして云々というところまで、言及するとするならば、この知床開き自体の主催をどうあるべきかということを考えていかなければならないというふうに思いますので、御意見として承っておきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） そうなのです。主催としてどうなのかということを変えていかなければいけないだろうかと、これを変えるには。だから、例えば実行委員会方式にしましょう、町の職員も一町民として、その実行委員として参加しましょうと、今までどおり、80人なのか100人なのか、実行委員の一委員として町民として参加しましょうと。そのかわり計画段階からみんなでやりましょうという形、その予算について皆さん

の財源である町の予算を使わせていただくのですよ。それから当然そういうふうになれば、いろいろな方に参加団体、参加することに意義があれば、それに対していろんな形で皆が出し合ってやっていくということもあろうかと思う。その辺を変えないと、年々参加者が不足してということが、どこかの報告書に書いていたのですよね。なかなか参加してくれないと、これ当然だと思うのですよ。町内会だって千人踊りすると浴衣着てきて、確かに洗濯代とかそういうのはもらえますけれども、でもやっぱり人集めをする、何をする、いろんな事が大変な思いしてみんな参加しているのです。みんなこのことを知っているか知らないか、わからないけれども、余りこういうことを知ると、やっぱり何でと思うのが当然のことではないかなと。だから、その仕組みを変えてもらう。だから、イベントのあり方というものを、もう一度そういったところから見直していったほうがいいかという僕の提言なので、ことしはもう6月の話ですから、すぐの話になって、今後ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

それで、実行委員会方式になったらなつたで、いろいろなまた問題もあろうかと思うのですけれども、そういった参加団体とよくお話をされたらいいのではないかなというふうに思います。そのときには、この知床開きの持つ意味、意義、そういったものをいま一度考えていかれたらどうかなというふうに思います。

4番目、先ほどの1番目とちょっと関連するのですけれども、台湾からのバードウォッチャーが非常に多くなっています。台湾だけではないですけれども、外国人で542名の方が泊まられて、2月だけでも281名、これは多分冬に集中しているということだと思います。それはもう当然鷺を見に来たり、そういった方が多くいらっしゃるようになったのだらうなというふうに思います。昨年来、いろいろな意味でそういったところも自分なりに足を運んだり、行って調べたり、いろいろな情報をもらって調べたところ、やっぱりイギリスというのは非常に、そういった意味ではバードウォッチングに興味を持たれてる。はつきり言って大鷺にしか興味ないのですね、イギリス人というのは。ですから、大鷺が飛来する羅臼町というのは非常にそういった意味でいうと、もう限られた場所なのです、聖地なのです、バードウォッチャーからいうと。尾白鷺といますけれども、あれは結構どこにでもいるので、余り興味を持たないというものだそうです。ですから、このイギリス人が言うステラズシーイーグルという言い方しますけれども、大鷺というものの価値って非常にたかいのだなという僕自身も認識しました。これは台湾のバードウォッチャーにおいてもそうなのです。実はまだまだ潜在的なバードウォッチャーって、こちら来たい方って山ほどいるのですよ。イギリスのバードウォッチャーなんて多分もっと日本に簡単に来れば、知床に行って大鷺を見たいと言う方がたくさんいらっしゃいました。台湾なんかも今世界的に呼びかけて、台湾でバードフェスティバルというのを開催していこうという動きにもなってます、11月にあるようです。台湾からだと非常に日本に来やすいのです。ただ、悲しいかな、台湾からだと今関西に行って、関西から千歳までは来れるのです。そこから先なのです。そこから先のアクセスが非常に悪いからということなの

ですね。自分で自家用車に乗って来られる方というのは本当にごくまれな人たちで、実は空港までは行ける。だがお金さえあれば中標津空港までは行けるのだけれども、釧路駅までは行けるのだけれども、そこから先がどうしても行けない。これやっぱりほかの日本から来る観光客の方も口をそろえて言います。特に冬はレンタカーを借りれないと、運転できないからですね、冬道。そういったときのアクセスを何とかしてほしいというのは、これ行きたい人が必ず言うことなのです。なので、ぜひ町長には、そういったアクセス、今中標津空港に着いても、また違うところに連れていかれて、そこでまた1時間も2時間も待って、それからでないと羅臼に来れないという状況だったりするのです。そういったアクセスを考えると、それから逆に、羅臼側からのそういう観光団体も含めて、いろいろ協力してそういったアクセス、足の確保を何とか考えようという動きもありますから、ぜひ行政のほうもそういった働きかけをしていただきたい。

それとローコストキャリア、LCCという、今結構はやっているというか、どんどん変わっていくのだらうと思います。中国や台湾からでもそうですけれども、関西空港には乗り入れてます。春秋航空であったり、ピーチと言われるものが、例えば東京から札幌であったり、関空から千歳まで来ているのです。佐賀空港というのがあります。佐賀空港には春秋航空というローコストキャリアの飛行機が入っているのですけれども、そこは誘致をしたのです。週に何便飛ばしてくれと、佐賀空港が全然人が利用しないから。それで佐賀県ではたしか5億4,000万円ぐらいだったと思います、その経費を見るから入ってくれ。したら今、たくさんの人たちが入ってきているのですよ、そこに飛行機が来ることによって。それは1回飛行機飛ばしただけで、190人かそれぐらいですよ。それが週に何便か飛ばすわけですから、これは何か週に何便かにしたほうがいいみたいですね、その間帰れないから、泊まらなければいけない。そういった工夫もしながら誘致しているのです。

僕ね、これは可能なことかどうかわからないです。町長は去年の3期目のときの執行方針で、トップセールスマンになって頑張るんだというふうにおっしゃいました。ぜひ例えば、この近隣の1市4町でもいいです。もうちょっと広げてもいいのですけれども、そういったところで、その観光客が見込める期間だけでもいいと思うのです。そういったことで、例えば中標津空港への乗り入れであったり、そういったことを週に1便なり2便できないかということ、これ聞いてみるだけでも、もし可能性があつて簡単に、これ札幌まで1万円ぐらいで来てしまうのですよ、中国から5,000円とか、三千何ぼとかで。そうすると、そこから2万円かかるのです。札幌から中標津まで2万円かかる。ばかくさくて来れないのです。やっぱりこの間もLCCというものを何とか臨時便でもいいから飛ばしてくれないかみたいな交渉を、ぜひしてもらえたらいいなと思ってます。

それと観光面で言うと、これ夏冬にかかわらず、中標津空港を利用するという意識がすごくない。知床に行こうと思ったときは女満別空港と、何かそういう都会の人たちというかは、そんな認識なのです。前に中標津空港を知床空港にしようとか、そういう話あつ

たときに、すごくお金がかかるからだめだという話ありましたよね。たしかあったと思うのですね。でもね、例えば、愛称でもいいと思うのです。だけど中部国際空港がセントレアというように、中標津空港がシリエトクでもいいわけですよ。何かそんな考え方変えて、そういった愛称で、ぜひ知床観光には中標津空港からこういった動線を使って羅臼に来てください。羅臼に来たら、こんないいものありますよという準備も含めて、今後観光行政の活性化を、ぜひ羅臼町がリードしてというか、当然先ほど来言っている各団体も含めて、一緒にやっていくために、いろいろな情報も含めて、それから先頭に立ってやっていただかなければいけないことも含めて、トップセールスマンとして町長にぜひやっていただきたいという願いを込めまして、町長に最後にその辺をお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今、せっかくそういう形の中で観光客が、冬場のそういうことも含めながらということでもあります。したがって、交通アクセスの問題ということでもあります。したがって、今、うちが新たにそれを路線として云々というのはなかなか難しいことでもありますけれども、羅臼と釧路の間の定期バスがあれだけの本数が出ているわけですから、それらをバスの時間帯と合わせて、あるいは飛行機の発着時間と合わせてということでの、どれだけのそういうニーズなり、どれだけの利用が見込めるのかということも含めて、運行しているバス会社とは検討してもらえるとというか、検討する、そういう材料としてはできるのかなというふうに思っています。

それから、空港利用の関係につきましては、今、1市4町で中標津空港利用促進期成会というのをつくってございまして、その中で、昨年も、会長である中標津町長が中国にも行って、そういうセールスもやってきたというふうにも聞いております。したがって、そういうことについては、一遍にはいかないまでも、徐々にそういう形の中でもって、この知床、あるいはこの道東地域が注目されてもいますし、少しずつ集客もあるというふうに聞いているところでもありますので、その中であって、羅臼町として、この観光全体は羅臼町だけの単独ではなかなか難しい部分も、広域でやっていかなければならない部分も多々あるわけでもありますけれども、ただ、せっかく羅臼のそういう特性があるわけですから、何とかこれは、羅臼のそういう魅力も含めながら、トップセールスという形の中で今後も進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） これで、湊屋君の質問は終わりました。

町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問を終わります。

ここで、3時25分まで休憩します。3時25分再開します。

午後 3時10分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

本日の議案審議は、議事日程のとおり平成24年度一般会計予算及び関連条例についての3件を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、平成24年度一般会計予算及び関連条例を審議することに決定しました。

◎日程第 1 議案第 6号 平成24年度目梨郡羅臼町一般会計予算

◎日程第 7 議案第 12号 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定について

◎日程第 8 議案第 16号 羅臼町温泉供給条例の一部を改正する条例制定について

○議長(村山修一君) 日程第1 議案第6号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計予算及び日程第7 議案第12号職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定について、日程第8 議案第16号羅臼町温泉供給条例の一部を改正する条例制定についての3件について、質疑を許します。

松原臣君。

○9番(松原 臣君) それでは、一般会計の民生費の関係で3点ほど質問したいというふうに思います。

まず、民生費の、90ページの防災費の防災対策費に関する836万3,000円について、それと、まず一つずついきたいとしますので、三つありますので。

防災に対してこれだけの金額、3・11があつてということもありますけれども、前からやはり備蓄費がこの町で少ないと、非常に少ないということで防災備蓄品をこれだけの金額、ことしは用意したということでありましようけれども、備蓄品の中身ですけれども、どういうものを具体的に用意したのか、まず1点です。

それから、最終的に、お話によりますと3カ所ぐらいに備蓄をしたいというお話を聞いておりますけれども、人口が6,000を切っていますけれども、それに対してどのぐらいの最終的に年数等々もかかるとも思いますけれども、そういうものがあるのであれば説明をいただきたいというふうに思います。

それから、次に98ページなのですが、心身障害者の特別対策費の中の難病患者の交通費185万円についてなのですが、利用をされている方、まずどのぐらい現状いるのかということと、利用されている方、中標津、釧路等に行かれていますと思うのですが、そのことがわかれば教えていただきたいとします。

それから、今、人工透析に通っている方、7月から当町で人工透析を行うという運びに

なっているのですけれども、希望者が現在何人ぐらいいて、他町に今後も通いたいという方もおられると思うのですけれども、その点、どういうふうに把握しているのかということです。

それから、個々に病院のほうに、町外に行かれています方は、それなりに通っていますのでそこがいいということで、中標津に開設したときも釧路から中標津に移動しなかった者もいます。そういう点で、交通費、今後も続けていくのだろうというふうに思いますけれども、再度確認をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、本格的に人工透析が始まった場合、この診療所で受けていない方に対して、交通費がかかるわけですから、ここにはない場合やむを得ないとしても、今後、交通費を、お金の部分ではなくて、中標津、釧路に行っていると、交通、バス等を使っていくと大変体にも負担かかるといふこともありますので、経済的な面も体力的な面も考えて、ぜひこの診療所で受けるような、患者さんに勧めると、患者さんに選択肢はありますけれども、ぜひその点、せつかく設備投資をして人工透析を行うわけですから、その点もあわせて何かお考えであればお伺いをしたいというふうに思います。

それから、118ページです、合併浄化槽の件なのですけれども、今年度も例年並みに実施するのかなというふうに思っていますけれども、浄化槽の普及率ですけれども、羅臼町全体を通して普及率はどのくらいになっているのかという点1点と、それから、私は前にも質問した経緯があるのですけれども、市街地が非常に進まない。過去にもいろいろ問題点、例えば土地が隣接して空き地がないとか、いろいろあるのですけれども、下水道をやると思ったら何十億の話なので、なかなか実現には難しいかなということもあります。そこら辺の対策なのですけれども、どういうふうに考えているか、その点お伺いしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（村山修一君） 総務課長。

○総務課長（川端達也君） 防災備蓄品の平成24年度購入の内訳でございますけれども、まず、毛布が1,000枚、それとアルミブランケット、防寒シートになりますけれども、これが約320枚、それからストーブが18基、それからラジオ付懐中電灯が70個、それから保存食としまして9,000食、飲料水としまして5,300本を予定しております。最終目標の数なのですけれども、参考資料の17ページ、資料11に掲載しておりますけれども、目標の計算につきましては、人口の約30%ということで計算してございます。その30%でいきますと、毛布、アルミブランケットについては、最終的には約1,786人分を確保したいというふうに考えております。食料と飲料水につきましては、食料が1日3食で目標数が1万6,079食になります。水につきましては、3日分、1日2本と計算しまして、1万719本ということで予定しております。そのほか、ストーブですとかラジオにつきましては、各会館の数に合わせて約2から5個程度ということで考えております。

以上です。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 心身障害者特別対策事業費に要する経費の中の難病患者、腎臓機能障害の交通助成費の関係ですが、これにつきましてはの人員ですが、全部で7名の方がおられまして、うち、中標津のほうへ6名、釧路のほうへ1名という人数でございます。また、特定疾患の関係でございますが、これにつきましては1名でございます。なお、今までそれぞれの病院でお世話になっているわけですから、羅臼町にあった場合につきましても、事情を含めて本人の希望になるかなと思ってはいますが、羅臼であった場合に時間的なことを含めて、中標津、釧路まで行く間の時間的なことを考えれば、羅臼のほうでのほうが疲れも出ないのかなということで、PR含めてしていきたいなというふうに思っております。なお、人工透析につきましては、準備が整い次第ということで、その辺のPRも含めながらしていきたいなと思っております。

○議長（村山修一君） 環境生活課長。

○環境生活課長（五十嵐勝彦君） 合併浄化槽につきましては、平成24年度、20基を予定しております。

また、市街地の区分の率でございますけれども、全体の数字しか、ただいま押さえておりません。それで、平成27年度までに羅臼町全体で975基を目指しております。それで、現在、897基が合併浄化槽になってございまして、あと4年で78基の設置を行って、生活排水処理率を75%まで高める計画でございます。

また、4月等、常時、合併浄化槽の設置につきましては、広報等を発信しまして合併処理浄化槽の普及に努めてまいりたいと思っております。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 人工透析の関係でございますが、今、人工透析をされている方は希望を聞き取りしましたが、7名のうち6名の方が羅臼の診療所でやりたいという希望を聞いてございます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 合併処理浄化槽の関係でありますけれども、普及率等については、今、課長からお話がありましたけれども、市街地の問題も含めてちょっとお話しさせていただきますと、どうしても市街地、狭隘だというようなことでスペースがないと、合併処理浄化槽の場合。これは、実は合併処理浄化槽に羅臼町がその方向性を決定する段階で議会とも議論した中で、下水道という選択肢もあったのですけれども、下水道は終末処理施設も含めると、羅臼の場合の地形的なことも含めると非常難しいという判断の中で合併処理浄化槽を今現在進めているということでありまして。

したがって、今後、これを進めていくとするならば、最終的になかなか100%というのはかなり難しい状況が、スペースの関係であるのかなと。したがって、建物の住宅等の建てかえ時において、なるべく合併処理浄化槽、これは近年、特に、これは当初見込んだよりは建てかえ時において合併処理浄化槽に切りかえているということは進んでいるのか

なというふうに思っていますので、今後そういう方向で進めていかなければならないというふうに思っております、この何年間でもって100%にするというのは、なかなか個人負担もあることでありますので、非常に難しい状況もありますけれども、少しずつは進んでいっているかなというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 松原君。

○9番（松原 臣君） ありがとうございます。

まず、防災備品の関係なのですけれども、30%目標ということなのですけれども、何か、30%にしか食料当たらないのかなという、3人に1人かなという感覚になるのですけれども、この備蓄品を貯蓄するに当たって、災害が起きたときの人数等を含めて、どういう想定でこの30%としているのかということ、ちょっと、目標で30%ですよ、それを想定しているのか、恐らく全町が津波に遭ってどうのこうのではないというふうに私は思うのですけれども、備蓄品、限りなく100%に近いほうがいいのですけれども、予算上の関係もあるし、備蓄する倉庫、それから、例えば何年に1回更新しなければならないものもあるということで、このパーセンテージが正しいか、100%になればいいに決まっているのですけれども、なかなか財政の絡みもあるだろうし、更新する絡みもあるのでそこら辺を含めて、どうして30%に目標を立てたのかということをお答えいただければと思います。

それから、3回しかできませんので続けて。

人工透析をやっている方は7人中6人という、ほとんどの方が当町に通うということなので、せっかくあれだけの人工透析の設備をして、利用されないと困るなど思いましたので、このほかにまだ予備軍もいるようなお話も聞いていますので、人数等は把握しておりますけれども、そういう方もおりますので、ぜひ人工透析、当町で通うということは、体も、経済的に非常に患者にとっては本当に、週に3回釧路に通ったという方私知っていますので、非常に毎日、1日休んだら次、体の休む暇がないというぐらいに体力が持たないのですよね、ある程度のお年になると。それで、これをする事によって、若い方であれば、もう30年も人工透析しながら一般的な仕事もついているというお話もございましたので、ぜひ、この点、課のほうでもしっかり把握して住民にPRとかして、ぜひ勧めていただければというふうに思います。

それからもう一つ、合併浄化槽の関係なのですけれども、ことし20基ということで、優先順位は前にも聞いていましたので、新築が優先するというお話をお話を聞いていましたので、20基満杯になって、早くその合併浄化槽、普及率がなればいなどと。先ほど発表したような形で、100%までなかなかならないのでしょうかけれども、特に先ほど言いました、町長から答弁いただきましたけれども、市街地、これが最後まで私は残るのではないかなというふうな気がしてならないのです。空き地が全然ないので、建てかえのときにやるというしかないのでしょうかけれども、例えば隣同士で話し合っるといっても、土地の問題で、本人同士はよくても、土地ですから、息子さんや娘さんが引

き継がれて、そこまで考えないと、長いスパンですから、合併浄化槽、その点も含めて何か解決策、そういうスペースがあるのであれば、共同でやるような、町が仲立ちするような形で進められないものかなというふうに考えているのですけれども、その点、お考えがあればお願いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 災害備蓄品の蓄えの関係でございますが、町長、課長、前段答えましたとおり、食料品、飲料、大体3日分というようなことでございますが、これから十分この辺の精査はしなければならないというふうに思っておりますが、災害時、避難日数が何日になるのかというようなことも十分考えながら進めなければならないというふうに思っております。現在、羅臼町こういう細長いまちでありますから、避難所も各まち、町内会にそれぞれある。また、高台にも用意しているというようなことでありますので、その辺の数のぐあいも見ながら、その避難日数、この辺の確認をしながら、例えば3日避難するときには十分な数を用意し、それから、ある程度支援物資の関係を要請していくとか、そういったことを十分考えていかなければならないかなというふうに思っておりますので、今後、この避難の日数等、どのくらいかかるのかというようなことも想像しながら対策を練っていきたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 市街地がなかなか普及しないという原因というか、このことにつきましては、スペースの問題という話もさせていただきました。その上で、隣接、隣同士だとか共同でどうだと、これも随分以前にも話がありました。しかし、これは、結果として施設整備するとかいいのですけれども、その後のメンテナンス、維持管理を含めると、例えば不都合なところが出てきたりだとか、それも、では、原因はどちらにあるのだと、うちではないよ、あんたのほうでないのかいという、そういうトラブルがあって、なかなかこれはいかないという実態、それと所有権の問題もあります。これは個人に帰属する問題ですから。これは羅臼町だけでなく道内でもって合併処理浄化槽をやっているところは、そういうことがあって、そういう共同設置というのはなかなかいっていないというところであります。例えば、親子であるとかというのは、そういう関係であれば可能性があるかもしれませんが、他人同士ではなかなか、将来的なことも含めると、代がかわっていくということも含めると、なかなか難しいことであろうと。

したがって、今後はその市街地といった場合に、先ほど言いました建てかえというときに、一つの工夫として、例えば車庫、あるいは物置、その中に取り込んでしまうと、合併浄化槽を。当然、それは車庫の場合は車が入るわけですから、車がそこへ入っても耐えられるような構造にするということも工夫としてはやっているところも実際ありますから、そういうところで、建築主が合併処理浄化槽ということ意識しながらやっていけるとするならば、そういう方法も一つあるのかなというふうに思っているところでありまして、町で今、市街地をどうするこうするということは、なかなか、そのことについてはスペース

の関係でできないというのが現状であります。

○議長（村山修一君） 松原君。

○9番（松原 臣君） 備品については、予算と、それから更新、それから日数、それから、どういう災害を想定してやるのかによってもですね、今後まだ30%ですけれども、その同じ3日でも中身の濃い3日にしなければならない部分もあるでしょうし、5日分という部分もあるでしょうから、ハザードマップこれができたら、きちんとこの部分は、とりあえず目標は30%ですけれども、今後検討する部分ではないかなというふうに思いますので、再度答弁いただければというふうに思います。

それから、市街地の合併浄化槽の件なのですけれども、前にもお話しして、なかなか隣接していても、家族構成が違ったり、維持費というのは半分で割れませんから、すべて、人数で割るといって、うまく話もいけばいいのですけれども、なかなかそうもいかないという点があって、そこら辺は難しい点があるのでしょうかけれども、できるだけそういう親子、親戚とか、可能性のあるものについては、やはり、時には、そういう積極的にやれる人は、合併浄化槽を市街地に進めようと思えば、多少お互いにやる負担ありますよね、土地を利用する、何するといっても。そういう部分は、そういう方々には助成も含めて、例えば合併浄化槽を他人同士がやる場合はこういうふうな利点がありますよということも一つ考えながらやらないと、なかなか、親子だけという、それから車庫、それから物置とか、そういう部分は可能性あるのでしょうかけれども、そういうことも、土地の権利という問題がすぐ出てくるのでなかなか一概には言えないのですけれども、何か話し合いで少しでも市街地が進むような方法を検討していただければというふうに思いますけれども、再度、御答弁いただければというふうに思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 合併処理浄化槽、本当に我がまちだけでなく、全道で何市町村か、20市町村くらいあるのですけれども、悩みの種だというふうなことでありますが、もう一つ制度上の問題で、人槽の問題があります。住宅の面積によって人槽は決められると。しかし、家族は2人しかいないと。5人槽でいいのではないかと、しかし、そうはいかない。住宅の居住部分によって8人槽なり10人槽と。やっぱり制度上の問題があると思うのです。したがって、人槽を大きくして利用者が少なければ、バクテリアだとかそういう菌の問題も含めて、機能するののかということもあるものですから、今、この辺についての制度改正というところまではいきませんけれども、検討をしております、全道の中で。たまたま私は北海道の合併処理浄化槽協会の会長を仰せつかっているものですから、その議論に今入っていますけれども、なかなか法律の問題でありますのでクリアは難しいのですけれども、そういう課題もある中で進めているということですので、最終的な答弁にならないかもしれませんが、とにかくスペースの問題ということの中では、先ほど言った物置であるとか車庫であるとかという、建築主と、それから建築する工事の方々と、お互いによりアイデアを出しながら、工夫しながらやっていただきたい

というふうに思っています。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 災害の備蓄品の関係でございます。今後、さまざまな災害を想定しなければならないということございまして、今後、今、予定をしている備蓄品につきましても、これが妥当なのかどうかという見直しも含めながら、今後検討していきたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

鹿又政義君。

○7番（鹿又政義君） 自分の委員会、総務、民生なので、前回、経済文教の質問はそれぞれさせてもらいましたけれども、今回、総務、民生のことで3点お伺いをしたいと思います。

まず1点目ですけれども、62ページの財産管理費の中の町営住宅に要する経費、1,135万3000円ですかね、出ているのですけれども、実は、この公営住宅の利用料に関しては、いろいろな面で対策を求めるために、いろいろところで聞いているわけですが、今回、平成24年、この住宅を支えるために要する経費として出ているのですけれども、今までの、23年度まででよろしいのですけれども、未収額の滞納額がどのくらいあるかということと、それから、特に住宅費用についての今後の未収金の圧縮と適正な対策、それから、未収額の発生を未然に防止する方策などがあればお聞きをしたいなと思っています。それが1点目です。

2点目は、86ページの防災費です。その中の、その他防災に要する経費ということの中でお聞きをしたいなと思います。金額的には329万6,000円となっておりますけれども、実は今、それぞれの同僚議員の中で、一般質問等でもいろいろ何かその話が出てきたのですけれども、ちょっとまたここで聞いておきたいかなと思うので、今ちょっと聞きます。実は、先般、防災ガイドマップ、ちょっと直されたようなやつは一部提示はされたのですけれども、連合町内会の中でこの全体の計画のありようを示されて、その中ではいろいろな話が出ておりました。ここでも避難所のそれぞれの標高の表示等も細やかに出ているようなのですけれども、実はここは観光地でもありまして、同僚議員のほうからもちょっと出ていたのですけれども、やはり海拔表示というのが、この文章は住民は手にしているわけですが、観光客その他の人たちが羅臼に来たときに、目に見えて表示が大体このぐらい、ここがこのぐらいだということがわかる表示の仕方というのは、お金をかけるとそれ相当のお金は、切りがないでしょうけれども、ワッペンなのか、それとも町内会にお願いしてどうするかというようなことも含めて、表示をしていったらいいのかなど。この予算の中でできるかどうかはちょっとわからないのですけれども、連合町内会のときに、ちょっと、課長のその部分では、質問を受けたときに、ちょっとさわられてはいたのですけれども、今、考えがあればちょっとお聞きをしたいなと思います。

それから、3点目ですけれども、154ページの消費者行政推進費、消費者相談事業に

要する経費ということで、金額的には52万6,000円と少ないのですけれども、でも、この部分は今は消費者庁ができるぐらいの重要な部分だと私は思っております。その部分で、町の今までの進め方と違う部分で、消費者生活の相談業務広域連携ですか、こういうのが今出てきているわけですが、こういうふうになっていくのと、これがどういう効果があるのかで、それで、こういう今の連携経費を負担しながら進めていくというふうになっていったのか、その部分もちょっと一回お聞かせをいただければと思います。お願いします。

○議長（村山修一君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（北澤正志君） 町営住宅の使用料についてでありますけれども、まず24年度の調定額につきまして、家賃につきましては、前年に入居者より収入申告をしていただいて、その申告していただいた収入額を基礎としまして決定いたしますけれども、平成24年度の家賃につきましては、今作業中ではございます。予算の現年度分5,852万7,000円につきましては、平成23年12月28日現在の調定額を採用してございます。基準家賃につきましては、立地条件、規模、経過年数、利便性等に応じて算定いたしますので、経過年数がふえれば家賃の減が生じることともなりますけれども、傾斜家賃で家賃の増が生じることにもなりまして、今年度、調定とほぼ同じ額になると思います。いずれにしましても、家賃算定中でありまして、現在の調定額を採用してございます。

過年度でございますけれども、過年度の予算額241万4,000円ですけれども、見込まれる滞納額、平成23年度分の見込み滞納額255万7,000円と、それ以前の過年度分の見込み滞納額4,573万3,000円の合計4,829万円、これが滞納繰越分の見込みの調定額となりますけれども、これに対して5%を予算額として見ております。5%につきましては、本年度12月末の実績収納率によるものでございます。今言いました過年度分の調定額につきましては、過誤調定、死亡、行方不明等が含まれておりますので、これらにつきましては、調定減額を年度末にて行う予定としております。金額については作業中でございます。

あと、滞納のほうでございまして、滞納の整理につきまして、町営住宅使用料滞納整理、住宅使用料を滞納している方で水道使用料も滞納している方もおりますことから、水道使用料滞納と連動した滞納整理を行っているところではございます。町営住宅使用料の平成22年以前の滞納額合計は、調定額で4,820万1,269円ありまして、滞納者数は93件、内訳につきましては、入居している方51件、転居または町外に転出した方が25件、死亡、行方不明者が17件であります。滞納者のうち、死亡、それから行方不明、また毎月決まった額を支払い、完納見込みの方等を除きまして、入居者43件、転居、転出者22件の計65件に対しまして、昨年9月、一斉督促通知を行いました。本人へのアプローチ、住みかえの話し合い等を行っておりまして継続中ではございます。

2月末現在、滞納分の収入済額は236万7,878円で、これは前年の収入済額より

も上回っております。誓約者が25件、完納が3件あり、一定の成果はあったのかと思っておりますが、まだまだ滞納整理を行っている最中でありまして、今後とも滞納整理に努めてまいります。

今回の住宅使用料及び水道料金滞納者への一斉督促通知によりまして、完納なり誓約による月払いなど、滞納額整理に向けて努力しておりますが、大事なものは現年度分の完納であり、滞納をふやさないようにすることだと思っております。現年度分につきまして、各料金が滞る状態になったとき、何らかのアプローチをかけて滞納がふえないように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（村山修一君） 総務課長。

○総務課長（川端達也君） 標高の表示看板の件でありますけれども、先ほど坂本議員からも御意見いただきましたけれども、開発が今つけている看板がございまして、これの開発の看板につきましては条件が2点あります。まず1点が、北海道の津波シミュレーションに基づき危険地域になっているかどうかということでありまして、これにつきましては、北海道も現在、津波シミュレーションを見直している最中でありまして、今のところ、羅臼は危険地域というふうには指定されてございません。

もう1点につきましては、市町村の津波ハザードマップが作成されている市町村ということになっております。これにつきましては今作成しておりますので、町のハザードマップ作成と北海道の津波シミュレーションの状況を見まして、今後、要望していきたいというふうに思っております。

また、これとは別に、昨年の大震災以降、民間業者でも防災に対するいろいろな事業を実施してきているところもございまして、中には、電柱を利用して電柱に標高の看板をつけるという業者も検討しているという情報を聞いておりますので、状況を確認しながら町でも検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 環境生活課長。

○環境生活課長（五十嵐勝彦君） 消費生活相談業務の広域連携についての御質問についてお答えいたします。

広域連携に関する相談につきましては、1市4町、今議会、3月議会が確定後に覚書を取り交わしまして、4月1日より広域連携による相談業務を開始することになります。広域連携によるこの相談業務ということにつきましては、訪問販売や貴金属買い取り問題、あと、インターネット等でのトラブル関係で消費者が困ったときに、1市4町のどこに行っても相談を受けることができる制度でございまして、本人が羅臼町の方でありまして、中標津町に行って相談することもできます、根室市でもオーケーでございまして、ただ、ここで、あっせんトラブルについての相談ということが発生いたします。それにつきましては、各町で専門相談員がいなかった場合に、専門相談員が在籍している根室市の消費生活センター及び中標津町の消費生活センターの専門相談員に、このトラブル関係のや

つをあっせんして解決していただくという制度でございます。

そして、今回の負担金につきましては、平成20年から22年の3カ年の平均をもちまして負担金を計上してございます。3カ年の平均でいきますと、一般的相談、羅臼町の町民がほかの町村で受けた相談につきましては4日間となっております、1日当たり1万4,394円掛ける4日間、それでまたあっせん解決をお願いした件数につきましては、これは、解決して初めてお金が負担金として払うものでございますので、1件ございませぬ、それが3万7,712円、この平均をもちまして、今回予算計上してございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 鹿又君。

○7番（鹿又政義君） それぞれ回答いただき、ありがとうございます。

防災のほうから、まず、再度ちょっと聞いておきたいのですけれども、道のほう、大きな表示、また頑丈な表示というのは時間のかかることかなと推測はするのですけれども、この金額でそういう考えができるかどうかわからないのですけれども、ただ、ワッペン方式、北海道の津波の関係のそれが整ったらという話も出ているのですけれども、今、ハザードマップを4月ごろに配布するという話も聞いてます。その部分でいくと、即、それと一緒にやれというふうなことにはならないと思うのですけれども、その部分で、先ほど電柱の話も出ていましたけれども、先ほど言いましたけれども、観光客とかバス、今はバス、車ではなくて、バイクとか徒歩での歩いての観光者も結構多くなっております。その部分で、住民だけが逃げているというのではなくて、そばにいと住民の人もその人を巻き込んで連れていったり宿泊の人もするのでしょうかけれども、大体そういう人たちも含めて、表示がわかると、大体、ラジオ等でもテレビ等でもわかるので、大体この海拔以上になると、高いところへ逃げれというのは普通なのではしょうけれども、大体このくらいなんだということが目見当でまず見れるのかなというところがあるので、その部分で、もう一度、どうなのかなという、思いがありましたらちょっと聞かせてほしいなと思います。

それから、住宅の関係なのですけれども、調定額で見えていくということなのですけれども、法律的にはちょっとなじむかどうかわからないのですけれども、不納欠損処理とか、これは条例とか、いろいろな処理の仕方とか決めていかないところがあるのだろうとは思っているのですけれども、やっぱり未収額が解消していかない。いつも説明を受けるのは大体が、町税から、先ほどのほうでは水道の話も出ていましたけれども、全体的に同じ人がかかわっているということでの進まないという話もよく聞いております。その部分では、大変な思いで対策をしているのではないかなというふうに思いますけれども、不公平にならないように特段頑張ってやってほしいなと思います。

それから、消費者の関係ですけれども、まず相談を受けるほうが大変な思いをして、まず相談に行くというのが大体が事例なのですよね。その中で、この制度でどのくらい解決、解決することでこの負担金が出るという話はされたのですけれども、大変な思いをしている人たちを、きちんとこの消費者相談という中で、ある程度努力をして解決をしてや

るということが一番、これをつくった本当の町のほうの思いかなとは思っているので、どうぞそういう部分では、相談に来た方々に、まずよく聞いて進めてほしいなど。前回、この部分で聞いたときには、羅臼町の職員の人も、それなりに研修も受けながら対応をできるようなところがあったという話も聞いていますけれども、今、その羅臼町でする初段の対策的には、この部分だけで進めるだけで、羅臼町のこの課としては、消費者相談がどういうふうにしていこうとしているのですかね。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 前段の、見やすいところにと、観光客にもというような表示のあり方のお話をいただきましたが、やはり観光客、外部から入られるお客さんに見えやすいような表示をするとすれば、現在掲げております避難場所、あのような大きさがなければ、なかなかワッペンをつくって電柱に張るとか、なかなか効果があらわれないというふうに思っておりますので、できるだけ早い時期に北海道とも、津波の状況がわかるとすれば、そんなところとも整合性を持ちながら、できるだけ早い時期に、そういった標識が町内の中にできるような方法、関係団体とも協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 環境生活課長。

○環境生活課長（五十嵐勝彦君） 相談内容の関係でございますけれども、羅臼町でいきますと、クーリングオフ関係でいきますと、8日以内ということですので対応は可能だと思います。だけれども、その8日を過ぎて、また、そのクーリングオフがきかないとなったときに、違う法律が必要になってきたときに、専門的な知識とか行動が必要になってきます。そのときに、あっせんにより問題を解決する。また、専門相談員でも解決できない場合につきましては、消費問題に詳しい弁護士さん等もおりますので、そちらのほうにお願いして、また解決の道筋を考えると。一応そういうような形で業務を遂行していきたいと考えております。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤晶君。

○8番（佐藤 晶君） 1点だけちょっと聞かせてもらいたいと思います。

138ページの林業費の関係で、羅臼町にある、なかなかなじみの深い、なじみの薄いところもあるだろうと思うのですけれども、実は私、林活議連の一人でもありますので、植林のことについてちょっと聞かせていただきたいと思います。

この何年か、私が議会の中で知る限りは、行政として植林事業をやったという部分では、1回あったのかな、2回あったのか、それほど記憶にないくらい前のことだったのかなということを感じております。そんな中で、いろいろと事情もあるのだろうと思いますけれども、一つは、まず、いつごろやったかというところを、もしわかれば教えてください。そのできなかった理由は何なのかというところまで、そのことを一つ教えていただければと思います。

○議長（村山修一君） 水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（石田順一君） いろいろまでやったかというのは、ちょっと今、情報ございませんので、資料ございませんのでわかりません。やらなかった理由につきましては、羅臼町につきましては、特に林業行政というか、木を切つてという仕事はございませんので、特に山を、木を切るという事業がございませんので、企業入っていないと。むしろ、今後必要なのは、間伐等の事業が必要なのかなというふうに判断してございます。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○8番（佐藤 晶君） 3回しかできないので。

今、課長の言う、確かにその木を切る業者がいなくなったというのは、確かなのです。そういうふうな部分では、それを専業としている人方もいないというのが確かなことなのです。ただ、基本的には、我がまちに木をふやさなければならないという視点の中でまちづくりをしていかないとならないという部分もあると思うのですよね。その中で考えたときに、例えば羅臼は水産のまちでもあるということを考えてときには、率先してそれはほかのまちに先駆けてやらなければならない事業でもあると思うのですよね。これは、今、課長言わないけれども、多分、場所の問題もあると思う。植林する場所が少なかったということも多分あると思いますし、そんなところは理解はできることなのです。管内的、例えば道東でいくと、釧路までのこの林活の組織があるのですけれども、そういう中での情報を入れますと、植林事業やっていないのは羅臼だけなのです。この近隣、ほとんどのまちが植林事業をやっています。そして、中には漁組関係、そういうところもやっています。羅臼はそういう部分では、羅臼の漁組も考えながら、一つの方向を向けてやる機運もあります。ただ、行政、まちとして、そのところをやっぱりもう一回考える必要があるのではないのかなと。

これは町長に聞きたいのですけれども、例えば場所がないとするならば、私は思うのです。幌萌地区の、今、放牧地ありますよね、あそこは、多分放牧をされないまま、あれの状態ですと続くのだらうかと、そんなところもちょっと感じる部分もあるのですよ。それが町有地でないのは確かですけれども、それを例えば何らかの方法で借りる方法もできないのかと、いろいろな考え方ができるのではないかなと思うのですけれども、その点についてどう思いますか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今、佐藤議員がおっしゃるように、確かにうちの場合は、そういう植林する場所がなかなかないということでもありますけれども、今まで、漁協であったり、あるいは漁協の女性部であったり、あるいは東京羅臼会であったり、あるいはライオンズクラブであったりということで、それぞれ各団体が植林をしていただいているということでもあります。ただ問題は、その後の管理というか、それが育つまでの間のメンテナンスというか、そういう部分がなかなか大変な部分があつてということでもあります。

したがって、国としても林野のほうではそれなりに植林もしているところでもありま

す。羅臼の場合は、面積の95%はほとんど国有地ということもあって、民有林、あるいは私有林、町有林というのは全くほとんど少ないという状況の中であります。ただ、水産のまちという状況の中では、生物の多様性の中で、食物連鎖の中で、森は海の恋人とされているくらいですから、そういう面では、今後も、そういう植林ということについては、今まで行政として余り積極的ではなかったという御指摘でございます。そのことを踏まえながら、今後対応していきたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○8番（佐藤 晶君） なかなか、実施する部分では無理な部分も、大変なところもあったのかなというところで、それは理解しております。ただ、例えば隣の斜里町を見ても、早い時期に、自然に戻すという部分での、開発したところの修正の部分で植林活動もやってきたという、民間活力も使いながらそういうふうな形で動いているのですけれども、実際、羅臼の場合も、今一番目につく放牧地の部分なんかというのは、考え方としては一つの方法の中で対応をしていけるのではないのかなと。そのことが、逆に、羅臼の海を守るというところにもつながっていくだろうと思いますし、ひとつ積極的にその辺のところも行政側との姿勢として頑張っていたいただきたいなと、そんなことをお願いしたいなと思います。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

高村和史君。

○4番（高村和史君） 1点だけちょっと教えてください。

67ページ、地域振興に要する経費で、大した金額ではないのですが、26万円なのですが、平成23年にはこの予算は載っていなかったもので、これは新たに新設した予算かと思われるのですが、この地域振興に要する経費の中の旅費というのは、どういう性質のものかちょっと教えてください。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（久保田 誠君） これは、普通旅費でございまして、主には期成会要望、期成会で、札幌、あるいは中央に要望に行くわけですが、それに対しての職員の旅費でございます。それと、そのほかに企画振興等に関する旅費を14万2,000円計上しております。

以上です。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） これは23年に上がっていないのですけれども、23年ではそういう今は期成会だとか、そういう活動はしてなかったのですか。旅費計上、そちらのお金はどこから出たのか、もしか行っているとしたら。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 23年度におきましては、企画振興課ができましたのは、去年の6月、新しく機構改革で生まれたということでありまして、それまでには、総務、財

政一緒でありましたから、その中で経費を計上していたということでございます。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま審議されております一般会計予算及び関連条例については、質疑をこれで一時打ち切り、一括審議の中で総括的に質問をしていただきたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

◎散会宣告

○議長（村山修一君） これで、一般会計予算及び関連条例の質疑を一時打ち切ります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

あすは、午前10時開議といたします。あすの議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。ありがとうございました。

午後 4時22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員